

# 伊 勢 市 公 報

第 82 号  
平成 21 年 4 月 6 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市支所設置条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例	10
○ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	13
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	21
○ 伊勢市景観形成基金条例	24
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	27
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例	29
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	32
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	34
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	39
○ 伊勢市景観条例	41
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	56
○ 伊勢市地区計画等の案の作成手続に関する条例	59
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	61
○ 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	63
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	65
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	68
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	70
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	78
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市市税条例施行規則等の一部を改正する規則	81
○ 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	86
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	89
○ 伊勢市庁舎管理規則の一部を改正する規則	111
○ 伊勢市情報公開条例施行規則の一部を改正する等の規則	113
○ 伊勢市電子計算組織管理運営規則の一部を改正する規則	116
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	118
○ 伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	121
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	123
○ 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	127
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	129
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	140
○ 伊勢市農産物直売所サンファームおぼた条例施行規則の一部を改正する規則	142
○ 伊勢市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	144
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	146
○ 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	148
○ 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業実施規則の一部を改正する等の規則	150

○ 伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則及び伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則	153
○ 伊勢市障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則	155
○ 伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	157
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則	161
○ 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	169
○ 伊勢市図書館規則	171
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	188
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程及び伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程の一部を改正する規程	190
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程	192
○ 伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程	213
○ 伊勢市守衛服務規程の一部を改正する規程	217
<b>消防訓令</b>	
○ 伊勢市消防署組織規程の一部を改正する規程	219
○ 伊勢市消防職員の階級別等定数規程及び伊勢市警防規程の一部を改正する規程	221
○ 隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程	223
<b>告 示</b>	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	225
○ 平成 21 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	226
○ 平成 21 年度分固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	227
○ 市税の収納に関する業務の一部の委託について	228
○ 地縁による団体の認可について	230
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	232
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	248
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程について	249
○ 伊勢北部土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	258
・ 選挙長の行う告示の方法について	259
・ 候補者届出書等の提出場所について	260
・ 候補者届出書等の様式について	261
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	262
・ 選挙立会人の選任について	263
・ 投票用紙の様式について	264
・ 投票用紙等に押すべき印について	266
<b>伊勢北部土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長関係</b>	
・ 候補者の届出について	267
・ 無投票の確定について	269
・ 選挙会の日時及び場所について	270
<b>伊勢北部土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長関係</b>	
・ 候補者の届出について	271
・ 無投票の確定について	273
・ 選挙会の日時及び場所について	274
<b>伊勢北部土地改良区総代選挙第 3 選挙区選挙長関係</b>	
・ 候補者の届出について	275
・ 無投票の確定について	277
・ 選挙会の日時及び場所について	278
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	279

○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	280
○ 水道料金及び下水道使用料等の徴収に関する事務の委託について	281
<b>公 告</b>	
○ 農村総合整備統合補助事業（伊勢二期地区）の変更に伴う関係書類の縦覧について	282
○ 伊勢市生活排水対策推進計画の策定について	283
○ 犬の抑留について	284
○ 犬の抑留について	285
○ 都市公園の供用開始について	286
○ 犬の抑留について	287
○ 都市公園の供用開始について	288
○ 都市公園の供用開始について	289
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更に伴う案の縦覧について	290
○ 農用地利用集積計画の作成について	291

伊勢市支所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 1 号

### 伊勢市支所設置条例の一部を改正する条例

伊勢市支所設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表四郷支所の項中「楠部町 1704 番地 1」を「楠部町 2484 番地」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 2 号

伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する  
条例

(伊勢市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「伊勢市情報公開審査会」を「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第 15 条を次のように改める。

(情報公開・個人情報保護審査会)

第 15 条 実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を当該実施機関に答申するため、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 前条第 2 項に規定する不服申立てに関する事項
- (2) 伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項
- (3) 個人情報保護条例第 24 条第 2 項に規定する不服申立てに関する事項
- (4) その他情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関して必要な事項

2 審査会は、諮問のあった日の翌日から起算して 60 日以内に答申するよう努めなければならない。

3 審査会は、第 1 項に規定する審議を行うほか、情報公開制度に関する重要な事項及び個人情報保護条例の規定により報告を受けた事項について実施機関に対して意見を述べることができる。

- 4 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 5 審査会の委員（以下「委員」という。）は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審査会の審議は、非公開とする。ただし、第1項各号に掲げる事項の答申及び第3項の意見は、公表するものとする。
- 8 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（伊勢市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「第25条に規定する伊勢市個人情報保護審議会（第25条第1項を除き、以下「審議会」）を「伊勢市情報公開条例第15条に規定する伊勢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」）に改め、同条第2項第2号中「審議会」を「審査会」に改める。

第9条、第11条、第13条、第15条第1項及び第24条第2項中「審議会」を「審査会」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例



の一部改正)

- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「49 の項」を「48 の項」に改める。

別表 21 の項中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同表中 22 の項を削り、23 の項を 22 の項とし、24 の項から 49 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(伊勢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 3 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とする。

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第3号

### 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、伊勢市長の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(ビラの作成の公営)

第2条 伊勢市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間においてビラの作成に関して有償契約を締結し、伊勢市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費の支払)

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円30銭（以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、

選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される伊勢市長の選挙から適用する。

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 4 号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改め、同条第 3 項中「16 時間から 32 時間」を「15 時間 30 分から 31 時間」に改め、同条第 4 項中「32 時間」を「31 時間」に改める。

第 3 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 7 条を次のように改める。

## 第 7 条 削除

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「20 時間、24 時間又は 25 時間」を「19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分」に改める。

第 17 条の表第 14 条第 1 項の項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 20 条の表第 14 条第 1 項の項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改め、同条第 3 項中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成20年法律第94号。以下「改正法」という。）により改正された地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「新育児休業法」という。）の施行の際現に育児短時間勤務をしている職員について、改正法の施行の日に承認があったとみなされる育児短時間勤務の内容は、原則として、対応する新育児休業法に規定する勤務の形態ごとに、同一の勤務の日であり、かつ、終業の時刻を所要の時間繰り上げた時間とする。ただし、改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第5号に掲げる勤務形態によって勤務している職員の育児短時間勤務の内容は、任命権者が別に定める。

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生



## 伊勢市条例第 5 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第  
39 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 6 平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの間に支給する市長及び副市長の給料の額は、第 1 条の規定にかかわらず、同条に規定する給料の月額から当該額の 100 分の 5 に相当する額を減じた額とする。
- 7 前項の場合において、平成 21 年 6 月及び平成 21 年 12 月に支給する市長及び副市長の期末手当の額については、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、同項中「給料の月額」とあるのは、「附則第 6 項による給料の月額」と読み替えて適用する。

### 附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 6 号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項及び租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの
- ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において収納されたもの
  - イ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項に規定する認可を受けた学校、同法第 130 条に規定する認可を受けた専修学校及び同法第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項に規定する認可を受けた各種学校を設置する法人において収納されたもの
  - ウ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を行う法人において収納されたもの
  - エ 公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 2 条第 1 項の規定により三重県知事又は三重県教育委員会の許可を受けた同法第 1 条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定めるもの

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

- 2 改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）第 34 条の 7 第 1

項第 3 号の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 21 年 1 月 1 日以後に支出する寄附金について適用する。

- 3 平成 22 年度から平成 26 年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第 34 条の 7 の規定の適用については、同条第 1 項第 3 号中「第 41 条の 18 の 3」とあるのは、「第 41 条の 18 の 3 並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 55 条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項」とする。

伊勢市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第7号

伊勢市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図るといふ平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、伊勢市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」といふ。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、本市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。

(1) 本市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、

平成 21 年 4 月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための  
財源に充てる場合

- (2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課及び徴  
収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の  
円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。この場合に  
おいて、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国  
庫に納付するものとする。

伊勢市景観形成基金条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生



伊勢市条例第8号

伊勢市景観形成基金条例

(設置)

第1条 本市における良好な景観の形成に要する資金に充てるため、伊勢市景観形成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の設置の目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(伊勢市まちなみ保全事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)
- 2 伊勢市まちなみ保全事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年伊勢市条例第23号）は、廃止する。  
(伊勢市まちなみ保全事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の伊勢市まちなみ保全事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第9号

### 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市宮川堤公園スポーツグラウンドの項を次のように改める。

伊勢市宮川堤公園ゲートボール場	伊勢市宮川2丁目366番地1
-----------------	----------------

別表11の表中「スポーツグラウンド」を「ゲートボール場」に、「1時間」を「1時間（1面につき）」に改める。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第10号

### 伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市立学校施設の開放に関する条例（平成17年伊勢市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第1条中「体力づくり」の次に「並びに社会教育活動の推進」を加える。

第4条第1項中「別表第1の」を「別表第1及び別表第2に掲げる」に改め、同条第2項中「前項の施設を」を「別表第1の施設については」に改め、同条に次の1項を加える。

3 別表第2の施設については、地域の学習活動及び地域の人々の交流の場として開放する。

第6条第1項中「施設の利用は」を「施設（別表第2に掲げる施設のうち図書室（以下「図書室」という。）を除く。）の利用は、原則として」に改める。

第7条中「施設」の次に「（図書室を除く。）」を加え、「団体」を「もの（以下「利用者」という。）」に改める。

第10条第1項中「施設を利用する団体」を「利用者」に、「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2の2の(2)の表小俣小学校明野小学校の部、小俣中学校の部及び小俣幼稚園の部中教室の項を削り、別表第2中4の表を5の表とし、3の表の次に次の1表を加える。

#### 4 四郷小学校（特別教室棟）

使用区 分 \ 時 間区分	午前	午後	夜間	全日	許可を受けた時間帯を超えて使用する場合
---------------------	----	----	----	----	---------------------

	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	1時間あたり
会議室 1	920 円	1,230 円	1,230 円	3,390 円	300 円
会議室 2	300	410	410	1,130	100
図書室	無料				

#### 備考

- 1 午前、午後又は夜間の区分を通して、施設を利用する場合は、それぞれの区分の使用料を加算した額をその使用料とする。
- 2 使用者が許可を受けた時間帯を超えて使用する場合の使用料は、1時間当たりの使用料を加算する。この場合において、1時間未満の端数は、1時間として取り扱うものとする。
- 3 冷暖房並びに附属の設備及び器具の使用料については、別に市長が定める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

#### 別表第2（第4条関係）

学校名	施設名	所在地
四郷小学校（特別教室棟）	会議室 1	伊勢市楠部町 2484 番地
	会議室 2	〃
	図書室	〃

#### 附 則

この条例は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生



## 伊勢市条例第 11 号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 15 中「第 18 条の 3」を「第 18 条の 12」に、「9 万円」を「10 万円」に改める。

第 22 条第 4 項中「9 万円」を「10 万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 20 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第12号

### 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保険料率）

第3条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 2万6,376円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 2万6,376円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 3万9,564円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万2,752円
- (5) 次のいずれかに該当する者 6万2,247円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

- (6) 次のいずれかに該当する者 6万5,940円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 7万9,128円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 8万9,678円

2 前項の保険料率により算定する当該年度における保険料の額は、その10円未満の端数を切り捨てる。

第5条第3項中「令第38条第1項第1号イ（同号イ）」を「令第39条第1項第1号イ（同号）」に、「同号イ(1)」を「(1)」に、「又は第5号ロ」を「第5号ロ又は第6号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第5号まで」を「令第39条第1項第1号から第6号まで」に改め、同条第4項中「100円未満」を「10円未満」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の伊勢市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条及び第5条の規定並びに次項から第5項までの規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成 21 年度から平成 23 年度までにおける保険料率の特例)

3 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）附則第 11 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 21 年度から平成 23 年度までの保険料率は、新条例第 3 条の規定にかかわらず、4 万 8,531 円とする。

4 平成 21 年度における保険料率は、新条例第 3 条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者 2 万 5,674 円
- (2) 新条例第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者 2 万 5,674 円
- (3) 新条例第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる者 3 万 8,511 円
- (4) 新条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる者 5 万 1,348 円
- (5) 新条例第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる者 6 万 590 円
- (6) 新条例第 3 条第 1 項第 6 号に掲げる者 6 万 4,185 円
- (7) 新条例第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる者 7 万 7,022 円
- (8) 新条例第 3 条第 1 項第 8 号に掲げる者 8 万 7,291 円
- (9) 令附則第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する者 4 万 7,240 円

5 平成 22 年度における保険料率は、新条例第 3 条及び第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者 2 万 6,028 円
- (2) 新条例第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者 2 万 6,028 円
- (3) 新条例第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる者 3 万 9,042 円
- (4) 新条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる者 5 万 2,056 円
- (5) 新条例第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる者 6 万 1,426 円

- (6) 新条例第3条第1項第6号に掲げる者 6万5,070円
- (7) 新条例第3条第1項第7号に掲げる者 7万8,084円
- (8) 新条例第3条第1項第8号に掲げる者 8万8,495円
- (9) 令附則第11条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する者 4万7,891円

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例の一部を改正

する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 13 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例の一部を  
改正する条例

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例(平成 17 年伊  
勢市条例第 136 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「6 月」を「3 月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理  
に関する条例第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行  
日」という。)以後に同条第 2 項の規定により行った告示に係る放置自動  
車について適用し、施行日前に同項の規定により行った告示に係る放置  
自動車については、なお従前の例による。



伊勢市景観条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 14 号

### 伊勢市景観条例

#### 目次

#### 第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

#### 第 2 章 景観計画及びこれに基づく措置

##### 第 1 節 景観計画の策定等（第 8 条・第 9 条）

##### 第 2 節 行為の規制等（第 10 条－第 18 条）

##### 第 3 節 景観重要建造物等（第 19 条・第 20 条）

#### 第 3 章 景観地区等

##### 第 1 節 景観地区（第 21 条）

##### 第 2 節 建築物に関する届出等（第 22 条－第 24 条）

##### 第 3 節 工作物の制限等（第 25 条－第 34 条）

#### 第 4 章 表彰及び支援（第 35 条・第 36 条）

#### 第 5 章 雑則（第 37 条）

#### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、本市における良好な景観の形成に必要な事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、愛着と誇りの持てるまちづくり及び観光その他の地域間交流の促進並びに魅力あるまちの後世への継承に資することを目的とする。

##### （基本理念）

第 2 条 本市の景観は、法第 2 条に規定する基本理念のほか、自然環境、建築物、都市基盤その他目に見えるものだけでなく、まちの歴史及び文化、人々の活動、生活の雰囲気その他目に見えないものが融合したもの

であることを旨として、その整備、保全及び創出が図られなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成に必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、法、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他良好な景観の形成に関連する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるよう努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(相互の連携及び協力)

第6条 市民、事業者及び本市は、良好な景観の形成のために相互に連携し、協力しなければならない。

(定義)

第7条 この条例において使用する用語は、法及び景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の建設等 工作物（建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

## 第2章 景観計画及びこれに基づく措置

### 第1節 景観計画の策定等

（景観計画）

第8条 市は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画を定める。

（沿道景観形成地区及び重点地区の指定）

第9条 市は、景観計画区域のうち、沿道の良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を沿道景観形成地区として指定することができる。

2 市は、景観計画区域のうち、良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める区域を重点地区として指定することができる。

3 前2項の沿道景観形成地区内及び重点地区内における法第8条第2項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、沿道景観形成地区又は重点地区ごとに定めることができる。

### 第2節 行為の規制等

（景観計画への適合）

第10条 景観計画区域内において、建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(届出を要する行為)

第 11 条 法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為 (同条第 5 項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。) は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

2 前項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(届出に係る助言等)

第 12 条 市長は、法第 16 条第 1 項の規定による届出が、景観計画に適合するかどうか審査するにあたり、伊勢市都市計画審議会(伊勢市都市計画審議会条例(平成 17 年伊勢市条例第 157 号)第 1 条に基づき設置する伊勢市都市計画審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴くことができる。

(勧告の手續及び公表)

第 13 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(適用除外)

第 14 条 景観計画区域(沿道景観形成地区及び重点地区を除く。)内における法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げ

る行為とする。

- (1) 建築物の建築等で規則で定めるもの及び仮設の建築物の建築等
  - (2) 工作物の建設等で規則で定めるもの
  - (3) 法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 11 条第 1 項第 1 号に規定する行為で規則で定めるもの
  - (4) 第 11 条第 1 項第 2 号に規定する行為で規則で定めるもの
  - (5) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出で行う行為又は国の機関若しくは地方公共団体が行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられているものとして規則で定めるもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認める行為で規則で定めるもの
- 2 第 9 条第 1 項に規定する沿道景観形成地区内及び同条第 2 項に規定する重点地区内における法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、景観計画において定められた地区ごとに規則で定めるものとする。

(事前相談等)

第 15 条 景観計画区域内において法第 16 条に規定する行為を行おうとする者は、届出の前に当該行為が景観計画に定める行為の制限に適合するか否かについて、あらかじめ、市長に相談しなければならない。

- 2 市長は、前項の相談があった場合において、当該相談に係る行為が景観計画に定める行為の制限に適合しないと認めるときは、当該相談をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導するものとする。

(特定届出対象行為)

第 16 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物の建設等

(変更命令の手続)

第 17 条 市長は、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定により、必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手制限の期間の短縮)

第 18 条 市長は、法第 18 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する期間を短縮するときは、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

### 第 3 節 景観重要建造物等

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定)

第 19 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定又は法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定したとき又は法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前 2 項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

(原状回復命令等の手続)

第 20 条 市長は、法第 23 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

## 第 3 章 景観地区等

### 第 1 節 景観地区

(認定申請書)

第 21 条 法第 63 条第 1 項に規定する申請書には、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める書類のほか、規則で定める図書を添付しなければならない。

#### 第 2 節 建築物に関する届出等

(計画の認定に関する審議会への意見聴取)

第 22 条 市長は、法第 63 条第 1 項の規定による申請又は法第 66 条第 2 項の規定による通知に係る建築物の計画が、法第 62 条の規定に適合するかどうかを審査するにあたっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(完了等の届出)

第 23 条 法第 63 条第 2 項又は第 66 条第 3 項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第 24 条 法第 69 条第 1 項第 5 号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (2) 三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）の規定により三重県指定有形文化財、三重県指定有形民俗文化財又は三重県指定史跡名勝天然記念物に指定された建築物
- (3) 伊勢市文化財保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 201 号）の規定により伊勢市指定有形文化財、伊勢市指定有形民俗文化財又は伊勢市指定史跡名勝天然記念物に指定された建築物
- (4) 前 3 号のいずれかの建築物であったものの原形を再現する建築物で、



市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(5) 地下に設ける建築物

(6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物

### 第3節 工作物の制限等

(工作物の形態意匠の制限)

第25条 法第72条第1項に規定する景観地区内における工作物の形態意匠は、規則で定める設置の制限の基準（以下「形態意匠の基準」という。）に適合するものでなければならない。

(形態意匠の認定)

第26条 景観地区内において工作物の建設等をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、あらかじめ、その計画が、形態意匠の基準に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた工作物の計画を変更して建設等を行おうとする場合も同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る工作物の計画が形態意匠の基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて形態意匠の基準に適合するものと認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る工作物の計画が形態意匠の基準に適合しないものと認めるとき、又は当該申請の記載によっては形態意匠の基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 申請者は、第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の工作物の建設等の工事（令第12条で定める工事を除く。）は、することがで

きない。

(違反工作物に対する措置)

第 27 条 市長は、第 25 条の規定に違反した工作物があるときは、建設等工事主（工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。）、当該工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この節において同じ。）若しくは現場管理者又は当該工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第 1 項の規定による処分に係る工作物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第 1 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反工作物の請負人に対する措置)

第 28 条 市長は、前条第 1 項の規定による処分をした場合においては、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

（国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例）

第 29 条 国又は地方公共団体の工作物については、第 26 条から前条までの規定は適用せず、次項から第 5 項までに定めるところによる。

2 景観地区内の工作物の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から 30 日以内に、当該通知に係る工作物の計画が形態意匠の基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該基準に適合するものと認めたときにあつては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該基準に適合しないものと認めたとき、又は当該基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあつては、その旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第 2 項の通知に係る工作物の建設等の工事（令第 12 条で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市長は、国の機関等の工作物が形態意匠の基準に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該工作物を管理する国の機関等に通知し、第 27 条第 1 項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しな

ればならない。

(計画の認定に関する審議会への意見聴取)

第 30 条 市長は、第 26 条第 1 項の規定による申請又は前条第 2 項の規定による通知に係る工作物の計画が、第 25 条の規定に適合するかどうかを審査するにあたって、必要と認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(工事現場における認定の表示等)

第 31 条 景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、建設等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第 26 条第 2 項及び第 29 条第 3 項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第 26 条第 2 項又は第 29 条第 3 項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(完了等の届出)

第 32 条 第 26 条第 2 項及び第 29 条第 3 項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第 33 条 第 25 条から前条までの規定は、次に掲げる工作物については、適用しない。

(1) 令第 20 条第 6 号イ及びハに掲げる法律の規定により形態意匠に係る義務が定められている工作物

- (2) 法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物として指定された工作物
- (3) 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された工作物
- (4) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された工作物
- (5) 三重県文化財保護条例の規定により、三重県指定有形文化財、三重県指定有形民俗文化財又は三重県指定史跡名勝天然記念物に指定された工作物
- (6) 伊勢市文化財保護条例の規定により、伊勢市指定有形文化財、伊勢市指定有形民俗文化財又は伊勢市指定史跡名勝天然記念物に指定された工作物
- (7) 前 4 号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (8) 地下に設ける工作物
- (9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る工作物  
(報告及び立入検査)

第 34 条 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、工作物の所有者、管理者若しくは占有者、建設等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況その他必要な事項に関し報告させ、又はその職員に、工作物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、工作物、工作物の材料その他工作物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第4章 表彰及び支援

(表彰)

第35条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等について、当該建築物等の所有者、事業者等を表彰することができる。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行った者を表彰することができる。

(助成)

第36条 市長は、重点地区内において建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者に対し、良好な景観の形成に著しく寄与すると認める行為をする場合にあっては、その行為に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

- 2 市長は、景観重要建造物の所有者に対し、保全のために必要があると認めるときは、保全に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

#### 第5章 雑則

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定については、平成21年4月1日から施行する。

(伊勢市まちなみ保全条例及び二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例の廃止)

2 伊勢市まちなみ保全条例（平成元年伊勢市条例第 24 号。以下「まちなみ保全条例」という。）及び二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例（平成 13 年二見町条例第 24 号）は、廃止する。

（伊勢市まちなみ保全条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前のまちなみ保全条例第 10 条の規定による貸付けの決定があった資金及び現に貸し付けている資金については、この条例の施行の日以後において、なお、その効力を有する。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生



伊勢市条例第 15 号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項の表に次のように加える。

伊勢市宮川ラブリバー 公園	伊勢市宮川スポーツグラウンドA
	伊勢市宮川スポーツグラウンドB
	伊勢市宮川スポーツグラウンドC
	伊勢市宮川スポーツグラウンドD
	伊勢市宮川スポーツグラウンドE
伊勢市宮川堤公園	伊勢市宮川堤公園ゲートボール場

別表公園施設を設ける場合の部中「500 円」を「600 円」に改め、同表公園施設を管理する場合の部中「510 円」を「630 円」に改め、同表公園において行為をする場合の部を次のように改める。

公園において行為をする場合	物品の販売その他営業を行うこと。	日額	1 平方メートル	37 円
	業として写真を撮影すること。	日額	1 台	1,260 円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。	日額	1 平方メートル	37 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項の表の改正規定（伊勢市宮川堤公園の項に係る部分に限る。）は平成21年4月1日から、別表の改正規定は平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市公園条例別表（以下「改正後の別表」という。）の規定は、平成21年10月1日以後に公園施設の設置若しくは管理又は占用行為の許可（以下「設置の許可等」という。）を受けた者の当該設置の許可等に係る使用料について適用し、同日前に設置の許可等を受けている者の当該設置の許可等に係る使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

伊勢市地区計画等の案の作成手続に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 16 号

### 伊勢市地区計画等の案の作成手続に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第 2 条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 地区計画等の原案の縦覧場所

(説明会の開催等)

第 3 条 市長は、前条に定めるもののほか、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第 4 条 法第 16 条第 2 項に規定する者は、第 2 条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 17 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号中「379 床」を「285 床」に改め、同項第 2 号中「40 床」を「37 床」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 18 号

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例（平成 17  
年伊勢市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 グループホーム利用料の表中「共益費」を「光熱水費」に、「管  
理費」を「教養娯楽費」に改め、各種手続代行費の項及び「※ 各種手続  
代行費は、手続をとる場合に限り徴収する。」を削る。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。



市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 19 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「3 月」を「2 月」に改める。

附則第 7 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 8 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

9 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成 21 年伊勢市条例第 5 号）の施行の日に現に在任する市長に支給する平成 22 年 4 月の給料の額は、第 1 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する給料の月額から当該額の 100 分の 30 に相当する額を減じた額とする。

10 前項の場合において、平成 22 年 4 月に支給する市長の退職手当の額については、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、同項中「給料月額」とあるのは、「附則第 9 項による給料の月額」と読み替えて適用する。

附則第 6 項中「市長及び副市長」を「市長」に、「第 1 条」を「第 1 条第 1 号」に、「同条」を「同号」に、「100 分の 5」を「100 分の 35」に改め、「相当する額を」の次に「副市長の給料の額は第 1 条第 2 号の規定にかかわらず、同号に規定する給料の月額から当該額の 100 分の 5 に相当する額を」を加え、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 平成 21 年 3 月に支給する市長の給料の額は、第 1 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する給料の額から 100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 7 項の改正規定、

同項の次に次の 2 項を加える改正規定及び附則第 6 項の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第20号

### 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成17年伊勢市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務政策委員会の項中「生活部」を「環境生活部（環境課及び清掃課を除く。）」に、「に属さない事項」を「の所管に属しない事項」に改め、同表教育民生委員会の項中「環境部」を「環境生活部（環境課及び清掃課に限る。）」に改め、同表産業建設委員会の項中「産業部、観光交通部」を「産業観光部」に改める。

### 附 則

この条例は、伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例（平成20年伊勢市条例第30号）の施行の日（平成21年4月1日）から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 21 号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 4 項中「第 5 号の 5 様式」の次に「、第 5 号の 5 の 2 様式」を加える。

第 38 条第 1 項中「若しくは第 2 項」を削る。

第 47 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 47 条の 3 中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」を削る。

第 47 条の 5 第 1 項中「(同条第 2 項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)」を削り、同条第 2 項中「及び同条第 2 項」を削り、「同条第 3 項」を「同条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」を「前条第 1 項」とあるのは「第 47 条の 5 第 1 項」に改める。

第 54 条第 7 項中「施行規則第 10 条の 2 の 9」を「施行規則第 10 条の 2 の 10」に改める。

第 56 条中「第 9 号」の次に「、第 9 号の 2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第 49 条の 10 に規定する医療法人」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第 58 条の次に次の 1 条を加える。

第 58 条の 2 法第 348 条第 2 項第 11 号の 5 の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第 1 号に、家屋については第 2 号及び第 3 号に、償却資産については第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第 59 条中「、第 11 号の 4」を「から第 11 号の 5 まで」に改める。

第 93 条第 2 項中「民法」の次に「(明治 29 年法律第 89 号)」を加える。

附則第 8 条第 2 項中「前条第 1 項」を「前条」に改める。



附則第 10 条中「、第 15 条の 3 又は第 39 条第 5 項」を「又は第 15 条の 3」に、「、第 15 条の 3 若しくは第 39 条第 5 項」を「若しくは第 15 条の 3」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「同法第 41 条第 1 項の規定による地方公共団体の」を「令附則第 12 条第 21 項第 2 号に規定する」に改め、同条第 6 項中「施行規則附則第 7 条第 7 項各号」を「施行規則附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同条第 7 項中「施行規則附則第 7 条第 8 項各号」を「施行規則附則第 7 条第 9 項各号」に改める。

附則第 10 条の 3 を削る。

附則第 11 条の見出し中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出しを「(平成 22 年度又は平成 23 年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第 1 項中「平成 19 年度分」を「平成 22 年度分」に、「平成 20 年度分」を「平成 23 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 19 年度適用土地」を「平成 22 年度適用土地」に、「平成 19 年度類似適用土地」を「平成 22 年度類似適用土地」に、「平成 20 年度分」を「平成 23 年度分」に改める。

附則第 11 条の 3 を削る。

附則第 12 条（見出しを含む。）中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 3 中「(平成 18 年法律第 7 号) 附則第 15 条」を「(平成 21 年法律第 号) 附則第 9 条」に、「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 13 条（見出しを含む。）中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 13 条の 3 を削る。

附則第 15 条の 2 第 1 項中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 21 年 3 月 31 日」を「平成 24 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 17 条第 3 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 21 年度」を「平成 26 年度」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 19 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 20 条の 4 第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改

め、同条第5項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

第2条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第7項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由

(伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成20年伊勢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第20項及び第21項」を「次条第18項及び第19項」に改め、同条第3号中「第14項」を「第12項」に改め、同条第4号中「次条第15項から第19項まで」を「次条第13項から第17項

まで」に改める。

附則第2条第7項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第10項中「(次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を削り、第14項を第12項とし、第15項を第13項とし、同条第16項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第2条第16項」を「附則第2条第14項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第19項とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び次条第3項の規定は、平成21年6月4日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の伊勢市市税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の伊勢市市税条例附則第10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 22 号

### 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し及び同項から第 4 項までの規定中「平成 18 年から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 5 項中「平成 18 年から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、「この項において」を削る。

附則第 6 項及び第 7 項中「平成 18 年から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「平成 18 年から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 12 項中「第 30 項、第 34 項、第 37 項、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項から第 48 項まで、第 51 項、第 53 項から第 59 項まで若しくは第 61 項」を「第 29 項、第 33 項、第 36 項、第 37 項、第 39 項、第 40 項、第 42 項から第 45 項まで、第 47 項、第 49 項から第 55 項まで若しくは第 57 項」に改める。

附則第 13 項中「（平成 18 年法律第 7 号）附則第 15 条第 1 項」を「（平成 21 年法律第 号）附則第 9 条」に、「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、「において読み替えて準用する法附則第 18 条の 3」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成 21 年

度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 20 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



伊勢市市税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 3 号

伊勢市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市市税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当する場合の項中

<p>生活貧困のため私的な生活扶助を受ける者</p>	<p>当該者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該扶助を受ける期間中に納期の末日の到来する均等割額及び所得割額の合計額の 10 分の 5 の額</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定により支援給付を受ける者</p>	<p>当該者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該支援給付を受ける期間中に納期の末日の到来する均等割額及び所得割額の合計額の全額</p>
<p>」を</p>		<p>生活貧困のため私的な生活扶助を受ける者</p>	<p>当該者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該扶助を受ける期間中に納期の末日の到来する均等割額及び所得割額の合計額の 10 分の</p>

	5 の額
--	------

に改める。

別表第 2 条例第 71 条第 1 項第 1 号に該当する場合の項中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">当該固定資産の納税義務者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該固定資産につき算定した税額で、当該扶助を受ける期間中に納期の末日の到来する税額の全額</td> </tr> </table>	生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産	当該固定資産の納税義務者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該固定資産につき算定した税額で、当該扶助を受ける期間中に納期の末日の到来する税額の全額	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助若しくは介護扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">当該固定資産の納税義務者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該固定資産につき算定した税額で、当該扶助又は当該支援給付を受ける期間中に納期の末日の到来する税額の全額</td> </tr> </table>	生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助若しくは介護扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産	当該固定資産の納税義務者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該固定資産につき算定した税額で、当該扶助又は当該支援給付を受ける期間中に納期の末日の到来する税額の全額
生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産	当該固定資産の納税義務者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該固定資産につき算定した税額で、当該扶助を受ける期間中に納期の末日の到来する税額の全額					
生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助若しくは介護扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産	当該固定資産の納税義務者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該固定資産につき算定した税額で、当該扶助又は当該支援給付を受ける期間中に納期の末日の到来する税額の全額					

に改める。

(伊勢市社会福祉事務委任規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市社会福祉事務委任規則（平成 17 年伊勢市規則第 53 号）の

一部を次のように改正する。

第 1 項中「による保護」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付」を加える。

（伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部改正）

第 3 条 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表 A の項中「含む。）」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付世帯」を加える。

（老人福祉法による措置費徴収規則の一部改正）

第 4 条 老人福祉法による措置費徴収規則（平成 17 年伊勢市規則第 67 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 A の項中「含む。）」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付者」を加える。

（伊勢市介護保険規則の一部改正）

第 5 条 伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「被保護者」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の被支援者」を加え、同条中「被保護者」の次に、「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付を受けている者」を加える。

第 23 条第 1 項第 3 号中「をいう。）」の次に「又は要支援者（中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けているとしないにかかわらず支援を必要とする状態にある者をいう。)」を、「という。)」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援（以下「支援」という。）」を加え、同条第2項中「保護」の次に「又は支援」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 4 号

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「1 万 6,800 円以下」を「8,400 円まで」に改める。

別表中

30,000 円以下	を	15,000 円以下
30,001 円～80,000 円		15,001 円～40,000 円
80,001 円～140,000 円		40,001 円～70,000 円
140,001 円～280,000 円		70,001 円～183,000 円
280,001 円～500,000 円		183,001 円～403,000 円
500,001 円～800,000 円		403,001 円～703,000 円
800,001 円～1,160,000 円		703,001 円～1,078,000 円
1,160,001 円～1,650,000 円		1,078,001 円～1,632,000 円
1,650,001 円～2,260,000 円		1,632,001 円～2,303,000 円
2,260,001 円～3,000,000 円		2,303,001 円～3,117,000 円
3,000,001 円～3,960,000 円		3,117,001 円～4,173,000 円
3,960,001 円～5,030,000 円		4,173,001 円～5,334,000 円
5,030,001 円～6,270,000 円		5,334,001 円～6,674,000 円
6,270,001 円～		6,674,001 円～

に改め、同表備考 1 中「及び同法附則第 5 条第 3 項」を「、同法附則第 5

条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考2の(2)中「並びに第41条の2並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、同表備考5中「16,800円以下」を「8,400円まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 5 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則（平成 19 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 2 節 生活部に属する機関(第 25 条) を「第 2 節 環境生活部」に、  
第 3 節 環境部に属する機関(第 26 条)」

生活部に属する機関（第 25 条・第 26 条）」に、「第 4 節」を「第 3 節」に、「第 5 節」を「第 4 節」に改める。

第 3 条の表総務部の部総務課の項中「市史編さん係」を「市史編さん係 情報推進係 電算システム係」に改め、同部職員課の項中「人材育成係」を削り、同部電算システム課の項を削り、同表財務政策部の部中財政課の項を削り、同部行政経営課の項中「行政改革推進係」を「財政係」に改め、同表生活部の部を次のように改め、同表環境部の部を削る。

### 環境生活部

市民交流課 市民交流係 男女共同参画係 地域自治推進係

戸籍住民課 届出係 証明係

人権政策課 管理係 人権啓発係

定額給付金対策室 定額給付金係

環境課 環境政策係 環境対策係 ごみゼロ推進係

清掃課 庶務係 収集第一係 収集第二係 収集第三係

第 3 条の表産業部の部を次のように改め、同表観光交通部の部を削る。

### 産業観光部

商工労政課 商工係 労政係

産業支援課 産業支援係 企業誘致係

農林水産課 管理係 農林係 耕地係 水産係

観光企画課 観光振興係 誘客宣伝係

観光事業課 事業係

交通政策課 交通政策係 交通システム係 交通安全係

第3条の表都市整備部の部監理課の項中「企画調整係」を「企画調整係 宮川改修対策係」に改め、同部宮川・横輪川改修対策室の項を削る。

第6条の表総務部の部総務課の款に次のように加える。

情報推進係

- (1) 行政情報化の企画及び調整に関すること。
- (2) 情報システムの運用に関すること。
- (3) 情報資産の保護に関すること。

電算システム係

- (1) 電子計算機事務の調整及び管理運営に関すること。
- (2) システムの最適化に関すること。
- (3) その他電子計算機事務に関すること。

第6条の表総務部の部職員課の款人事係の項第8号中「人事」の次に「及び人材育成」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 職員の研修に関すること。
- (9) 職員として必要とされる知識、技能、態度その他の基礎的教養に関する情報の収集及び提供に関すること。

第6条の表総務部の部職員課の款人材育成係の項を削り、同部管財契約課の款庁舎管理係の項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定管理者制度の総括に関すること。

第6条の表総務部の部電算システム課の款を削り、同表財務政策部の部財政課の款を削り、同部行政経営課の款政策系の項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、同項第3号中「地域審議会」を「伊勢地区地域審議会」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 行財政改革に関する総合的かつ基本的な事項の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (4) 行財政改革の総合調整に関すること。
- (5) 行政改革推進委員会に関すること。

第6条の表財務政策部の部行政経営課の款行政改革推進系の項を次のように改める。

#### 財政係

- (1) 予算編成に関すること。
- (2) 歳入歳出予算の配当令達に関すること。
- (3) 予算執行の統制及び指導に関すること。
- (4) 財政調査及び財政計画に関すること。
- (5) 地方交付税、地方譲与税及び交付金（課税課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 市債に関すること。
- (7) 基金（積立金）及び債権の管理に関すること。
- (8) 財政状況の公表に関すること。
- (9) 決算に関すること。
- (10) その他財政に関すること。

第6条の表財務政策部の部行政経営課の款統計系の項第1号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改める。

第6条の表生活部の部を次のように改め、同表環境部の部を削る。

## 環境生活部

### 市民交流課

#### 市民交流係

- (1) 市民活動の支援に関すること。
- (2) 市民活動に関する調査、研究及び啓発に関すること。
- (3) 市民活動センターの管理に関すること。
- (4) 地区コミュニティセンターに関すること。
- (5) 沼木農村環境改善センターに関すること。
- (6) 地区連絡員に関すること。
- (7) 国際化施策の企画及び調整に関すること。
- (8) 国際交流の推進に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

#### 男女共同参画係

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査、研究及び啓発に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に関する団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画施策の推進に関すること。

#### 地域自治推進係

- (1) 地域自治に係る施策の企画、推進及び総合調整に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 自治会に関すること。
- (4) 認可地縁団体に関すること。

- (5) 合併に係る諸問題の整理、調整及び解決に関すること。

## 戸籍住民課

### 届出係

- (1) 住民基本台帳に係る届出の受付及び記録等に関すること。
- (2) 戸籍に係る届出の受付及び記録等に関すること。
- (3) 埋火葬の許可に関すること。
- (4) 人口動態調査に関すること。
- (5) 死産の届出の受理に関すること。
- (6) 相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）による通知に関すること。
- (7) 住民異動に伴う国民健康保険被保険者の資格に関すること。
- (8) 住民異動に伴う国民健康保険被保険者証の交付整理に関すること。
- (9) 住民異動に伴う介護保険被保険者の資格に関すること。
- (10) 住民異動に伴う国民年金被保険者の資格に関すること。
- (11) 住民異動に伴う後期高齢者医療の資格に関すること。
- (12) 住民異動に伴う福祉医療費の資格に関すること。
- (13) 住民異動に伴う児童手当の資格の整理に関すること。
- (14) 住民異動に伴う小学校及び中学校の転入学に関すること。
- (15) 犯歴等関係名簿に関すること。
- (16) 住居表示に関すること。
- (17) 住居表示審議会に関すること。
- (18) 支所の総括に関すること。
- (19) 課の庶務に関すること。

### 証明係

- (1) 住民基本台帳に係る証明書の交付に関する事。
- (2) 住民基本台帳の閲覧に関する事。
- (3) 戸籍に係る証明書の交付に関する事。
- (4) 印鑑の登録及び証明に関する事（法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体に係るものを除く。）。
- (5) 住所に付随する証明に関する事。
- (6) 身分証明に関する事。
- (7) 他の課に属しない諸証明に関する事。
- (8) 外国人登録に関する事。
- (9) 公的個人認証に関する事。
- (10) 自衛官の募集に関する事。

#### 人権政策課

##### 管理係

- (1) 人権施策の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 同和問題その他の人権問題の解決を図るための事業の推進に関する事。
- (3) 人権施策審議会に関する事。
- (4) 人権施策推進協議会に関する事。
- (5) 隣保館その他課の所管に属する施設に関する事。
- (6) その他人権施策に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

##### 人権啓発係

- (1) 人権啓発に関する事。
- (2) 人権問題に関する調査研究に関する事。
- (3) 非核・平和に関する事。

## 定額給付金対策室

- (1) 定額給付金の総括に関する事。

## 環境課

### 環境政策係

- (1) 環境基本計画、一般廃棄物処理計画、生活排水対策推進計画等環境政策の総合企画に関する事。
- (2) 環境審議会、廃棄物減量等推進審議会等の事務の取扱いに関する事。
- (3) 伊勢広域環境組合との連絡調整に関する事。
- (4) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）に関する事。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可に関する事。
- (6) 産業廃棄物に関する事。
- (7) 一般廃棄物最終処分場に関する事。（維持管理を除く。）
- (8) 新エネルギーに関する調査研究及び啓発に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。
- (10) 部内の調整に関する事。
- (11) 部内他課の主管に属しない事。

### 環境対策係

- (1) 環境保全対策の調査研究及び啓発に関する事。
- (2) 環境保全対策の推進に関する事。
- (3) 生活排水対策の推進に関する事。
- (4) 浄化槽の普及及び管理指導に関する事。
- (5) 放置自動車の発生の防止及び適正な処理の総括に関する事。



と。

- (6) 不法投棄防止対策に関すること。
- (7) 公害に関する法律に基づく届出の受理に関すること。
- (8) 三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に基づく届出の受理等に関すること。
- (9) 公害に関する調査研究に関すること。
- (10) 公害防止に係る対策及び指導並びに公害に係る苦情又は紛争の処理に関すること。
- (11) 規格葬儀、墓地等に関すること。
- (12) 害虫等の駆除及び防疫に関すること。
- (13) 狂犬病の予防に関すること。
- (14) 化製場又は死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜の処理の許可に関すること。
- (15) その他環境保全・生活衛生に関すること。

#### ごみゼロ推進係

- (1) ごみの発生抑制、再利用、資源化の推進と普及啓発に関すること。
- (2) きれいなまちづくりの推進に関すること。
- (3) ごみ集積所・資源ステーションに関すること。
- (4) 伊勢廃棄物投棄場の維持管理に関すること。
- (5) その他ごみに関すること。

#### 清掃課

##### 庶務係

- (1) ごみの収集及び分別に係る総合調整に関すること。
- (2) ごみの排出指導に関すること。

- (3) 課の庶務に関する事。

#### 収集第一係

- (1) ごみの収集及び処理に関する事。
- (2) ごみの収集計画に関する事。
- (3) その他ごみの収集に関する事。

#### 収集第二係

- (1) ごみの収集及び処理に関する事。
- (2) ごみの収集計画に関する事。
- (3) その他ごみの収集に関する事。

#### 収集第三係

- (1) ごみの収集及び処理に関する事。
- (2) ごみの収集計画に関する事。
- (3) その他ごみの収集に関する事。

第6条の表健康福祉部の部医療保険課の款福祉医療係の項第1号中「法律」の次に「(昭和57年法律第80号)」を加え、同部生活支援課の款福祉総務係の項第19号中「保護金品」の次に「及び中国残留邦人等支援給付金」を加え、同表産業部の部を次のように改め、同表観光交通部の部を削る。

#### 産業観光部

##### 商工労政課

#### 商工係

- (1) 商工業振興の企画及び調整に関する事。
- (2) 中小企業の振興に関する事。
- (3) 貿易の振興に関する事。
- (4) 特産品の販路開拓に関する事。

- (5) 商工業団体に関すること。
- (6) 伊勢タウンマネージメント運営協議会との連絡調整に関すること。
- (7) 伊勢志摩総合地方卸売市場との連絡調整に関すること。
- (8) 計量に関すること。
- (9) 地代家賃及び物価に関すること。
- (10) 消費者行政に関すること。
- (11) エネルギー産業に関すること。
- (12) 通信に関すること。
- (13) その他商工業に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

#### 労政係

- (1) 労働問題の調査研究に関すること。
- (2) 労働教育及び労働相談に関すること。
- (3) 労働者の福祉に関すること。
- (4) 勤労青少年に関すること。
- (5) 雇用及び離職者対策に関すること。
- (6) 高齢者労働能力活用事業に関すること。
- (7) 労働者、経営者等の関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 労働福祉会館に関すること。
- (9) やすらぎ公園プールに関すること。
- (10) サンライフ伊勢に関すること。
- (11) その他労政に関すること。

#### 産業支援課

##### 産業支援係

- (1) 産業支援センターの管理運営に関する事。
- (2) 工業振興の企画及び調整に関する事。
- (3) 企業支援に関する事。
- (4) 起業家の支援・育成に関する事。
- (5) 産学官の連携及び企業間交流に関する事。
- (6) 材料の各種試験に関する事。
- (7) 伝統工芸の振興に関する事。
- (8) 木製品、樹脂製品等の加工技術の支援に関する事。
- (9) 地元企業及び地場製品の普及・宣伝に関する事。
- (10) その他産業支援に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

#### 企業誘致係

- (1) 企業の立地及び誘致推進に関する事。
- (2) 工場等誘致奨励措置指定審査委員会に関する事。

#### 農林水産課

##### 管理係

- (1) 農林水産行政の企画調整に関する事。
- (2) 土地改良区との連絡調整に関する事。
- (3) 土地改良事業の施行認可等に関する事。
- (4) 農林水産関係施設の維持管理に関する事。
- (5) 二見健康管理増進センターの維持管理に関する事。
- (6) 主管する工事の請負契約に関する事。
- (7) 主管する工事の資材購入に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

##### 農林係

- (1) 農林業の担い手育成支援に関する事。
- (2) 農地の有効利用に関する事。
- (3) 米の需給調整に関する事。
- (4) 地産地消の推進に関する事。
- (5) 畜産振興に関する事。
- (6) 環境保全林の管理に関する事。
- (7) 森林病虫害の防除に関する事。
- (8) 鳥獣の保護及び鳥獣被害対策に関する事。
- (9) 農林関係団体との連絡調整に関する事。
- (10) 伊勢地域農業共済事務組合との連絡調整に関する事。
- (11) 三重県松阪食肉公社との連絡調整に関する事。
- (12) その他農林業の振興に関する事。

#### 耕地係

- (1) 土地改良事業の計画及び実施に関する事。
- (2) 農業集落排水事業の実施に関する事。
- (3) 農業関係施設の調査、設計及び実施監督に関する事。
- (4) 主管する工事の検査、資材の検収及び保管に関する事。
- (5) その他農業関係施設に関する事。

#### 水産係

- (1) 水産業の技術改良及び指導に関する事。
- (2) 水産関係施設の整備に関する事。
- (3) 水産関係事業の調査、設計及び実施監督に関する事。
- (4) 主管する工事の検査、資材の検収及び保管に関する事。
- (5) 栽培漁業に関する事。
- (6) 水産業の担い手育成支援に関する事。

- (7) 水産関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 漂流物件及び遭難船に関すること。
- (9) その他水産業の振興に関すること。

#### 観光企画課

##### 観光振興係

- (1) 観光振興の企画及び調整に関すること。
- (2) 観光統計に関すること。
- (3) 観光施設に関すること。
- (4) 観光関係団体(広域)に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 部内の調整に関すること。
- (7) 部内他課の主管に属しないこと。

##### 誘客宣伝係

- (1) 観光誘客・宣伝に関すること。

#### 観光事業課

##### 事業係

- (1) 伝統文化の活用に関すること。
- (2) 各種観光行事に関すること。
- (3) 観光関係団体(市内)に関すること。
- (4) 来訪団体等の接遇に関すること。
- (5) その他観光事業に関すること。

#### 交通政策課

##### 交通政策係

- (1) 総合交通体系に関すること。
- (2) 地域交通対策に関すること。

- (3) 課の庶務に関すること。

#### 交通システム係

- (1) コミュニティバス等バス運行に関すること。
- (2) 海上アクセスに関すること。

#### 交通安全係

- (1) 交通安全対策に関すること。
- (2) 交通災害共済事業に関すること。

第6条の表都市整備部の部監理課の款に次のように加える。

#### 宮川改修対策係

- (1) 宮川改修に係る関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- (2) 宮川改修に係る現地調査並びに対策に関すること。
- (3) その他宮川改修に関すること。

第6条の表都市整備部の部都市計画課の款開発調整係の項第6号中「バリアフリー」を「ユニバーサルデザイン」に改め、同部宮川・横輪川改修対策室の款を削る。

第7条出納係の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 一時借入金に関すること。

第8条第2項中「、建築住宅課及び宮川・横輪川改修対策室」を「及び建築住宅課」に改める。

第21条に見出しとして「(副主任)」を付する。

第23条第2項の表地域振興課の項第13号中「こと」の次に「(伊勢地区を除く。)」を加え、同表生活環境課の項第14号中「の収集及び処理」を削る。

第3章第2節の節名を次のように改める。

第2節 環境生活部に属する機関

第25条各号列記以外の部分中「生活部戸籍住民課」を「環境生活部戸籍住民課」に改め、同条第7号中「の取りまとめ」を削り、同条第9号中「児童及び生徒の入退学」を「小学校及び中学校の転入学」に改め、同条中第22号を第25号とし、第21号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 自治会との連絡調整に関すること。

第25条第20号を同条第22号とし、同条第19号中「の加入事務」を削り、同号を同条第21号とし、同条中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を削り、同条第15号中「の窓口収納」を削り、同号を同条第18号とし、同条第14号の次に次の3号を加える。

(15) 後期高齢者医療に関すること。

(16) 福祉医療に関すること。

(17) 児童手当に関すること。

第3章第3節の節名を削る。

第26条中「環境部資源循環課」を「環境生活部環境課」に改める。

第3章第4節を同章第3節とし、同章第5節を同章第4節とする。

第30条第2項中「環境部資源循環課計画係長」を「環境生活部環境課ごみゼロ推進係長」に改める。

第32条中「前章第5節」を「前章第4節」に改める。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「、電子情報処理組織を管理する担当課長と協議の



上」を削る。

別表市長印の項中「租税」を「事業」に、「事業・廃車等」を「租税・廃車等」に、「事業証明」を「租税・廃車等の証明」に、

戸籍・国籍・外国人登録・身元証明等の証明及び報告等(電子公印を使用するものを除く。)、埋火葬等許可証、住民基本台帳・印鑑登録の証明(電子公印を使用するものを除く。)	各総合支所生活環境課長	3	を	戸籍・国籍・外国人登録・身元証明等の証明及び報告等(電子公印を使用するものを除く。)、埋火葬等許可証、住民基本台帳・印鑑登録の証明(電子公印を使用するものを除く。)、評価・納税・所得・事業・課税等の証明(電子公印を使用するものを除く。)、租税・廃車等の証明	各総合支所生活環境課長	3
--	-------------	---	---	--	-------------	---

に改め、

交通災害共済 加入証兼領収 書の訂正	観光交通 課長	1
	二見総合 支所地域 振興課長	1
	御菌総合 支所地域 振興課長	1
	小俣総合 支所生活 環境課長	1

を削り、「並びに税務に関する証明

書」を「並びに税務に関する証明書等」に改め、同表部長印の項中

伊勢市 生活部 長之印	れい書	方21	部長名の文書	市民参 画交流 課長	1
伊勢市 環境部 長之印	れい書	方21	部長名の文書	環境課 長	1

を

伊勢市 環境生 活部長	れい書	方21	部長名の文書	環境課 長	1
-------------------	-----	-----	--------	----------	---

に、

伊勢市 産業部 長之印	れい書	方21	部長名の文書	農林課 長	1	を
伊勢市 観光交 通部長	れい書	方21	部長名の文書	観光企 画課長	1	」

伊勢市 産業観 光部長	れい書	方21	部長名の文書	観光企 画課長	1	に
-------------------	-----	-----	--------	------------	---	---

改め、同表課長印の項中「伊勢市環境部環境課長之印」を「伊勢市環境生活部環境課長」に改め、同表出納

員印の項中「市民参画交流課の」を「市民交流課の」に、「市民参画交流

課長」を「市民交流課長」に、	環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	環境課長	1	を
	資源循環課の所管事務に係る諸収入金の収納	資源循環課長	2	」

を	環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	環境課長	2	に改め、	農林課の所管事務に係る諸収入金の収納
					水産課の所管事務に係る諸収入金の収納

農林課長	1	を	農林水産課の所管事務に係る諸収入金の収納	農林水産課長	1
水産課長	1				

交通政策課長	3	を	交通政策課長	1	に改める。
--------	---	---	--------	---	-------

(伊勢市電子計算組織管理運営規則の一部改正)

第3条 伊勢市電子計算組織管理運営規則(平成17年伊勢市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項、第13条から第15条まで及び第16条第3項中「電算システム課長」を「総務課長」に改める。

様式第1号中「電算システム課長」を「総務課長」に改める。

(伊勢市人権施策審議会規則の一部改正)

第4条 伊勢市人権施策審議会規則(平成18年伊勢市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「生活部人権政策課」を「環境生活部人権政策課」に改める。

(伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第111号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「環境部資源循環課」を「環境生活部環境課」に改める。

(伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の一部改正)

第6条 伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則(平成17年伊勢市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「生活部戸籍住民課」を「環境生活部戸籍住民課」に改め、同条第2項中「生活部戸籍住民課長」を「環境生活部戸籍住民課長」に改める。

第8条第1項中「生活部戸籍住民課戸籍担当職員」を「環境生活部戸籍住民課戸籍担当職員」に改める。

(いせ市民活動センター条例施行規則の一部改正)

第7条 いせ市民活動センター条例施行規則(平成17年伊勢市規則第100号)の一部を次のように改正する。

第6条中「生活部市民参画交流課」を「環境生活部市民交流課」に改める。

(伊勢市隣保館条例施行規則の一部改正)

第8条 伊勢市隣保館条例施行規則(平成17年伊勢市規則第84号)の一部を次のように改正する。

第17条第7項中「生活部人権政策課」を「環境生活部人権政策課」に改める。

(伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規

則第 38 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「財政課長」を「行政経営課長」に改める。

(伊勢市平家の里利用施設条例施行規則の一部改正)

第 10 条 伊勢市平家の里利用施設条例施行規則 (平成 18 年伊勢市規則第 42 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 6 中「観光交通部観光企画課」を「産業観光部観光企画課」に改める。

(伊勢市男女共同参画審議会規則の一部改正)

第 11 条 伊勢市男女共同参画審議会規則 (平成 19 年伊勢市規則第 26 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「生活部市民参画交流課」を「環境生活部市民交流課」に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 6 号

伊勢市庁舎管理規則の一部を改正する規則

伊勢市庁舎管理規則（平成 17 年伊勢市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中

本庁舎	午前 8 時	勤務時間終了 30 分後
総合支所		

を

本庁舎	午前 7 時 30 分	午後 6 時（月曜日のみ午後 7 時 30 分）
総合支所	午前 8 時	勤務時間終了 30 分後

に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。



伊勢市情報公開条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 7 号

伊勢市情報公開条例施行規則の一部を改正する等の規則

(伊勢市情報公開条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市情報公開条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「伊勢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）」を「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

様式第 7 号中「伊勢市情報公開審査会会長」を「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会会長」に改める。

(伊勢市情報公開審査会に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市情報公開審査会に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

題名中「伊勢市情報公開審査会」を「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第 1 条中「伊勢市情報公開審査会」を「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市個人情報保護条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「伊勢市個人情報保護審議会（以下「審議会）」を「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会）」に改める。

第 13 条第 1 項各号列記以外の部分中「審議会」を「審査会」に改める。

様式第 1 号個人情報保護の種類及び記録項目の項及び個人情報の収集先及び収集方法の項中「審議会」を「審査会」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号目的外利用等の根拠の項中「審議会」を「審

査会」に改める。

様式第7号目的外利用等の根拠の項及び※審議会への報告の項中「審議会」を「審査会」に改める。

様式第8号及び様式第18号中「伊勢市個人情報保護審議会会長」を「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会会長」に改める。

(伊勢市個人情報保護審議会に関する規則の廃止)

第4条 伊勢市個人情報保護審議会に関する規則（平成17年伊勢市規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

伊勢市電子計算組織管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 8 号

伊勢市電子計算組織管理運営規則の一部を改正する規則

伊勢市電子計算組織管理運営規則（平成 17 年伊勢市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

### 「 2 使用時間

- (1) 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 様式第 15 号中 (2) 年 月 日 時 分から 時 分まで を
- (3) 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 3 端末装置操作者の職氏名 」

- 「 2 使用日時  
に改める。
- 3 端末装置操作者の氏名」

### 附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第9号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊勢市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第5条第1項中「午後0時15分」を「午後0時」に改める。

第6条を次のように改める。

### 第6条 削除

第13条第1項各号列記以外の部分中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

第13条の3第1項各号列記以外の部分及び同条第4項（第1号アを除く。）中「掲げる日数」を「定める日数」に改める。

第15条第1項中「又は半日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、1日）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号イ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間未満」を「1分未満」に改め、同項第4号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第2項とする。

第17条第1項第2号中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同条第2項中「休暇」の次に「（以下この条において「特定休暇」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、

当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第17条第3項中「第1項第10号から第12号までの休暇」を「特定休暇」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第1項第10号から第12号までの休暇」を「特定休暇」に、「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号中「8時間」を「7時間45分」に、「1時間未満」を「1分未満」に改め、同項第3号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における年次有給休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の平成21年における年次有給休暇の日数については、同年1月1日から施行日の前日までの間の半日の年次有給休暇の使用を4時間の年次有給休暇の使用とみなし得られる同日における年次有給休暇の残日数とする。



伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 10 号

伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 23  
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、別表のとおり」を「0」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 11 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 4 項中「納入通知書兼領収証書」を「納入通知書兼領収書」に改める。

第 23 条第 3 項及び第 4 項中「更正決議書（収入金更正）」を「振替決議書」に改める。

第 44 条第 3 項中「公金振替伺書」を「振替決議書及び公金振替書」に改め、同条第 4 項中「公金振替伺書」を「振替決議書」に、「公金振替通知書を作成し、指定金融機関」を「公金振替書を指定金融機関」に改める。

第 47 条に次のただし書きを加える。

ただし、会計管理者が通知する必要がないと認める場合は、この限りでない。

第 61 条第 3 項及び第 4 項中「更正決議書（支出更正）」を「振替決議書」に改める。

第 73 条中「支払通知書」を「現金支払通知書」に改める。

第 74 条中「口座振替通知書」を「口座振替依頼書」に改める。

第 75 条（見出しを含む。）中「公金振替通知書」を「公金振替書」に改める。

別表生活部の部中「生活部」を「環境生活部」に改め、同部市民参画交流課の項中「市民参画交流課」を「市民交流課」に、「市民参画交流係長」を「市民交流係長」に改め、同部に次のように加え、同表環境部の部を削る。

環境課	課長	環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	環境課員
-----	----	--------------------	------

清掃課	課長	清掃課の所管事務に係る諸収入金の収納	庶務係長
-----	----	--------------------	------

別表健康福祉部の部こども課の項中「大世古保育所長」を「こども育成係長」に、「きらら館長」を「各保育所（園）長」に改め、同表産業部の部を次のように改め、同表観光交通部の部を削る。

産業観光部	産業支援課	課長	産業支援課の所管事務に係る諸収入金の収納	産業支援課員
	農林水産課	課長	農林水産課の所管事務に係る諸収入金の収納	管理係長
	観光企画課	課長	観光企画課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光振興係長
	観光事業課	課長	観光事業課の所管事務に係る諸収入金の収納	事業係長
	交通政策課	課長	交通政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	交通政策課員

別表教育委員会事務局の部教育総務課の項中 「

総務係長 幼稚園長
--------------

 を

「

教育総務課員 幼稚園長
----------------

 に改め、同部生涯学習・スポーツ課の項中「生涯学

幼稚園主任教  
諭

習・スポーツ振興課員」を「生涯学習・スポーツ課員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の伊勢市会計規則の規定は、平成 21 年度予算に係る会計事務から適用し、平成 20 年度予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条

例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 12 号

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 月 31 日」の次に「(不均一課税を受ける初年度にあつては、当該設備の取得後最初に到来する個人又は法人の確定申告書の提出期限)」を加える。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例施行規則は、平成 21 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 20 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。



伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 13 号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項を削る。

第 39 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定による延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金の減免申請書にその事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

別表条例第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由（以下「収入の減少」という。）のいずれかに該当する場合の項中「政令第 38 条第 1 項各号」を「政令第 39 条第 1 項各号」に改める。

「  
様式第 17 号中 

事業所名	
------	--

 を  
」

「  

事業所名		居宅介護（介護予防）支援事業者の事業所番号
		.....

 に改める。  
」

様式第 19 号中「居宅介護（介護予防）サービス費 特例居宅介護（介護予防）サービス費」

「  
居宅介護（介護予防）サービス費 特例居宅介護（介護予防）サービス費  
を  
地域密着型（介護予防）サービス費 特例地域密着型居宅介護（介護予防）サービス費  
」

に改める。

様式第 22 号改修費用見積額の項中「着工日」を「着工（予定）日」に改

め、同様式（注）2（3）中「写真等」を「写真等（日付け入り）」に改める。

様式第 35 号から様式第 37 号までを次のように改める。

様式第35号(第33条関係)

納入通知書(介護保険料額決定通知書) 兼特別徴収開始通知書  
兼仮徴収額変更通知書

年 月 日

様

伊勢市長

印

年度の介護保険料を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者生年月日		被保険者性別	
被保険者氏名					
被保険者住所					
決定年月日		決定理由			

年間保険料額

年度に納付する保険料額 (A+B)	円
-------------------	---

保険料算定の基礎

算定基礎項目	算定の基礎
生活保護の受給の有無	
老齢福祉年金受給権の有無	
本人の市町村民税状況	
本人の課税年金収入額	円
本人の合計所得金額	円
世帯の市町村民税課税状況	
激変緩和措置の適用	

所得段階区分

--

所得段階別保険料額の算出

期 間	月数 ①	所得段階区分	特例	保険料率 ②	保険料算出額 ②×①/12	保険料額
				円	円	円

これまでの特別徴収対象年金等

特別徴収義務者
特別徴収対象年金

年間保険料額の徴収方法及び期別保険料額

徴収方法 年・月	普通徴収			特別徴収	
	納期	納期限	期割額	納期	期割額
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
計	A		円	B	円
合計	A+B		円		

これからの特別徴収対象年金等

特別徴収義務者
特別徴収対象年金

普通徴収の場合の振替口座

金融機関	
種目	口座番号
口座名義人	

お問い合わせ先

特別徴収の予定

年・月	納期	仮徴収額
		円
		円
		円
合計		円

#### 審査請求及び訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記の審査請求に対する裁判があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)を被告として、津地方裁判所で処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、裁判があったことを知った日から6か月以内であっても、裁判の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、上記の審査請求の裁判を経た後であれば、裁判所で処分の取消しの訴えを提起することができません(介護保険法第96条)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第36号(第33条関係)

介護保険料額変更通知書兼 特別徴収額(仮徴収)変更通知書  
特別徴収中止通知書

年 月 日

様

伊勢市長



年度分の介護保険料額(仮徴収)額・徴収方法等を次のとおり変更しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者生年月日		被保険者性別	
被保険者氏名					
被保険者住所					

変更年月日	
変更事由	

年間保険料額 年度に納付する保険料額 円	普通徴収の場合の振替口座 金融機関 種目 口座番号 口座名義人 口座番号の下3桁は***で表示	保険料算定の基礎 算定基礎項目 算定の基礎 生活保護の受給の有無 老齢福祉年金受給権の有無 本人の市町村民税状況 本人の課税年金収入額 円 本人の合計所得金額 円 世帯の市町村民税課税状況 激変緩和措置の適用
特別徴収の場合の対象年金等 特別徴収義務者 特別徴収対象年金		

所得段階別保険料額の算出

期 間	月数 ①	所得段階区分	特例	保 險 料 率 ②	保 險 料 算 出 額 ②×①/12	保 險 料 額
				円	円	円

年間保険料額の徴収方法及び期別保険料額

単位：円

年・月	普通徴収期	普通徴収期限	特別徴収期	変更前の保険料額		変更後の保険料額		納入済額
				普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
				計				
				合計				

特別徴収の予定

お問い合わせ先

年・月	納期	仮徴収額(円)
合計		

審査請求及び訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記の審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴訟を提起することができます。  
なお、判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴訟を提起することができなくなります。
- 3 この処分については、上記の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴訟を提起することができません(介護保険法第96条)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴訟を提起することができます。
  - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険料還付(充当)通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢市長



あなたの納めた保険料が納めすぎになりましたので、次のとおり充当した後にお返しします。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

還付する金額	納めすぎた金額(過誤納金)の内訳							
	納期(月)	納付すべき金額			納めた金額	過誤納金額	領収年月日	発生理由
過誤納金算出年度 年度	特別徴収	普通徴収	延滞金					
納めすぎた金額(過誤納金額) a 円								
充当金額 b 円								
特別徴収に係る死亡により生じた過誤納金額のうち年金保険者に返す額 b' 円								
還付加算金 c 円								
お返しする金額(還付金額) a - b - b' + c 円								

充当金額の内訳

納付年度	納期	保険料未済額	保険料充当額	延滞金未済額	延滞金充当額

還付金の受取方法

お返しする保険料・延滞金を下記の金融機関に振り込みます。

金融機関				振込予定日	
種目	口座番号	口座名義人			

※口座番号については、下3桁を\*で表示しています。

金融機関名が空欄の場合は、伊勢市役所 介護保険課で還付金をお返しすることになります。その際、以下のものをお持ちください。

- ① この通知書
- ② 印鑑



問い合わせ先

審査請求及び訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記の審査請求に対する裁判があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)を被告として、津地方裁判所(処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁判があったことを知った日から6か月以内であっても、裁判の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、上記の審査請求の裁判を経た後であれば、裁判所(処分の取消しの訴えを提起することができません(介護保険法第96条)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。



- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 46 号中「高額介護予防サービス費」を「高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護予防サービス費」に改める。

様式第 48 号を次のように改める。

介護保険料減免・徴収猶予申請書

(あて先)伊勢市長

次のとおり介護保険料の減免・徴収猶予を申請します。

		申請年月日		年 月 日		
申請者	氏名				本人との関係	
	住所	〒 電話番号 ( )				
被保険者	被保険者番号					
	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏名				性別	男・女
					電話番号	( )
住所	〒					
生計中心者	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏名				性別	男・女
					電話番号	( )
	住所	〒				
申請理由						
減免・徴収猶予を受けようとする保険料				その他必要事項記載欄		
年度	期別	納期限	保険料の額			

※ 申請理由（減免を必要とする理由）は詳細に記載するとともに、その理由を証明する書類を添付してください。また、やむを得ない理由により証明する書類を添付できないときは、「申請理由」欄に添付できない理由を記載してください。

※ 減免・徴収猶予を受けようとする保険料の納期限は、特別徴収の場合当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月を記載してください。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 14 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則  
の一部を改正する等の規則

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

様式第 14 号及び様式第 15 号中「6 月」を「3 月」に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例施行規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 15 号

伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（休館日及び開館時間）

第 2 条 伊勢市農産物直売所サンファームおばた（以下「施設」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 休館日 火曜日
- (2) 開館時間 午前 10 時から午後 4 時まで

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。



伊勢市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 16 号

伊勢市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市漁港管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 123 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「及び第 8 号」を「から第 9 号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 17 号

### 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「入居者」を「当該入居決定者」に、「次の号のいずれかに該当する」を「当該入居者決定者の親族又は市内に住所を有する」に改め、同条各号を削る。

別表第 1 川端中須団地の部を削り、同表旭ヶ台団地の部昭和 34 年の項中「12」を「2」に改め、同部昭和 35 年の項中「6」を「4」に改め、同表栗野団地の部Ⅱの項中「10」を「9」に改め、同表中村団地の部昭和 47 年の項中「21」を「19」に改め、同表御門団地の部中「10」を「9」に改める。

別表第 2 中村団地の項中「22 区画」を「32 区画」に改め、同表に次のように加える。

一之木団地駐車場	一之木 5 丁目 10 番 17 号	14 区画
----------	--------------------	-------

別表第 3 中村団地駐車場の項中「32 台」を「22 台」に改め、同表二俣団地駐車場の項中「20 台」を「38 台」に改め、同表朝熊第 1 団地駐車場の項中「10 台」を「20 台」に改め、同表に次のように加える。

一之木団地駐車場	1500 円	14 台
----------	--------	------

### 附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を

改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 18 号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 141 号）を次のように改正する。

第 5 条の表以外の部分中「次表のとおりとする」を「入居の申込みをした日において所得月額が 158,000 円以上 487,000 円以下とする。ただし、所得月額が 158,000 円に満たない場合であっても、所得の上昇が見込まれるときは、この限りでない」に改め、同条の表を削る。

### 附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業実施規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 19 号

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業実施規則の一部を改正する規則

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条（見出しを含む。）中「使用料等」を「利用料等」に改める。

第 14 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料等」に改める。

様式第 1 号中「要介護状態区分」を「要介護認定又は要支援認定の区分」に改める。

様式第 3 号おばたグループホーム利用契約書第 2 条及び第 5 条（見出しを含む。）中「要介護認定」を「要介護認定又は要支援認定」に改める。

様式第 3 号おばたグループホーム利用契約書第 7 条第 1 項中「使用料等」を「利用料等」に改め、同条第 2 項中「使用料」を「利用料等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「使用料等」を「利用料等」に改める。

様式第 3 号おばたグループホーム利用契約書第 9 条第 1 号中「要介護認定」を「要介護認定又は要支援認定」に、「要支援」を「要支援 1」に改める。

様式第 3 号おばたグループホーム利用契約書第 11 条第 1 号中「使用料」を「利用料等」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市認知症対応型共同生活介護事業実施規則に定める様式による用紙については、当



分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則及び伊勢市救急業務実施規

則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 20 号

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則及び伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

(伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号中「消防署北出張所」を「消防署御菌分署」に改める。

(伊勢市救急業務実施規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市救急業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 164 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号中「小俣分署 玉城出張所 二見出張所 度会出張所 北出張所」を「御菌分署 小俣分署 二見出張所 玉城出張所 度会出張所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市救急業務実施規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成 20 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 21 号

伊勢市障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則

(伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部改正)

### 第 1 条 伊勢市障害者自立支援法施行細則(平成 18 年伊勢市規則第 58 号)

の一部を次のように改正する。

様式第 32 号中「三重県身体障害者更生相談所長」を削る。

様式第 33 号中「身体障害者更生相談所」を「三重県障害者相談支援センター」に改める。

(伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

### 第 2 条 伊勢市身体障害者福祉法施行細則(平成 17 年伊勢市規則第 73 号)

の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「三重県身体障害者更生相談所長」を削る。

様式第 3 号中「身体障害者更生相談所」を「三重県障害者相談支援センター」に改める。

(伊勢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

### 第 3 条 伊勢市知的障害者福祉法施行細則(平成 17 年伊勢市規則第 75 号)

の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「三重県知的障害者更生相談所長」を削る。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 22 号

伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市消防吏員服制規則の一部を  
改正する規則

(伊勢市消防本部に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市消防本部に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 151 号）  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、消防正監」を削る。

第 6 条第 2 項中「消防正監」を「消防監」に改める。

第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項中「消防監」を「消防司令長」に改め  
る。

(伊勢市消防吏員服制規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市消防吏員服制規則（平成 17 年伊勢市規則第 154 号）の一  
部を次のように改正する。

別表周章の図中「消防正監」を削り、同表防火帽、保安帽及び救急帽  
に付ける階級周章の表消防正監の項を削り、同表階級章の図を次のよう  
に改める。

階級章

消防士長

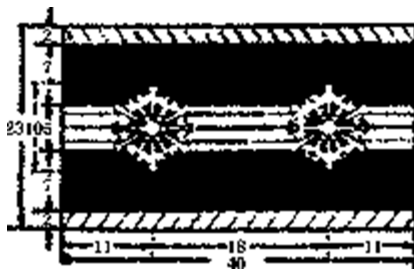


消防副士長

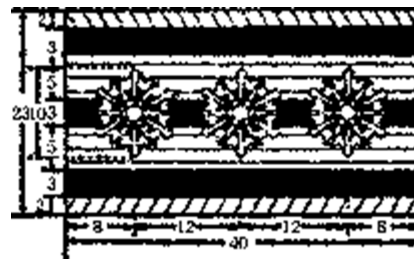
消防監



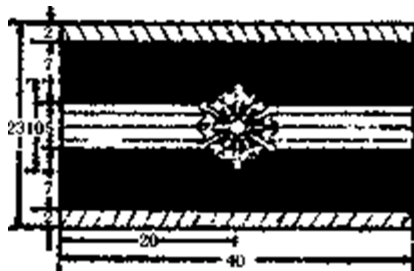
消防司令長



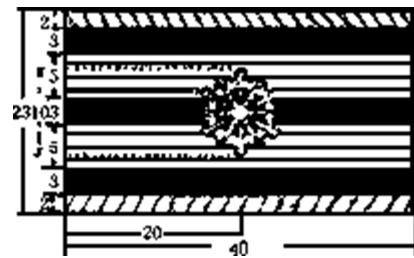
消防士



消防司令



消防司令補



別表上位そで章の図を次のように改める。

上衣そで章

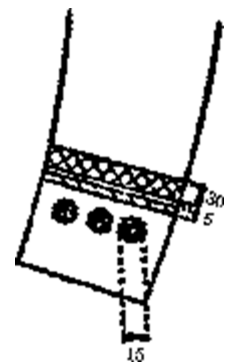
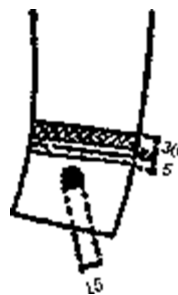
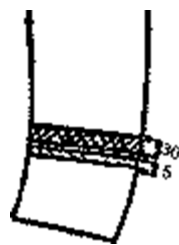
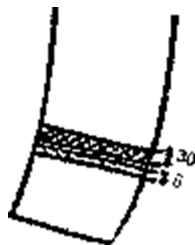
消防士長

消防司令補

消防司令

消防司令長

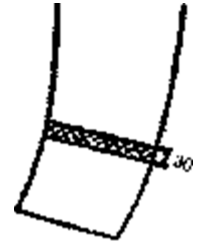
消防監





消防副士長

消防士



附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会規則第 号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 34 号)  
の一部を次のように改正する。

別表第 2 及び別表第 3 中「伊勢市宮川堤公園スポーツグラウンド」を「伊勢市宮川堤公園ゲートボール場」に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡 本 國 孝

## 伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、別表第3に掲げる施設の利用については、この限りでない。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別表第3に掲げる施設を利用しようとするものについては、この限りでない。

第11条中「様式第5号」の次に「又は様式第6号」を加え、「様式第6号」を「様式第7号又は様式第8号」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表第3に掲げる施設を利用しようとするものについては、この限りでない。

第12条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第13条に次の1項を加える。

3 第1項の規定の規定は、別表第3に掲げる施設の利用にあつては、この限りでない。

第14条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第17条第2号中「立ち入らないこと。」を「立ち入り、又は許可された以外の施設、設備及び器具等を使用しないこと。」に改め、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条に次の1号を加える。

(14) 学校施設及びその敷地内において物品の販売、広告、宣伝及び寄附募集の行為その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 23 条を第 25 条とし、第 22 条を第 23 条とし同条の次に次の 1 条を加える。

(図書の利用)

第 24 条 別表第 3 の図書室に備え付ける図書の利用については、伊勢市立図書館規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 25 号）の例による。

第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(冷暖房の利用料)

第 20 条 別表 3 に掲げる施設の冷暖房の利用料は、別表第 6 のとおりとする。

別表第 4 中	「	<table border="1"> <tr> <td>小俣小 学校</td> <td>利用する 月の 5 日 前に利用 団体に交 付する。 (毎月)</td> </tr> <tr> <td>明野小 学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小俣中 学校</td> <td></td> </tr> </table>	小俣小 学校	利用する 月の 5 日 前に利用 団体に交 付する。 (毎月)	明野小 学校		小俣中 学校		を	「	<table border="1"> <tr> <td>小俣小 学校</td> <td>利用する 月の 5 日 前に利用 団体に交 付する。 (毎月)</td> </tr> <tr> <td>明野小 学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小俣中 学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四郷小 学 校 (特別 教 室 棟)</td> <td>申請の順 序により 交付する。</td> </tr> </table>	小俣小 学校	利用する 月の 5 日 前に利用 団体に交 付する。 (毎月)	明野小 学校		小俣中 学校		四郷小 学 校 (特別 教 室 棟)	申請の順 序により 交付する。	」
	小俣小 学校	利用する 月の 5 日 前に利用 団体に交 付する。 (毎月)																		
明野小 学校																				
小俣中 学校																				
小俣小 学校	利用する 月の 5 日 前に利用 団体に交 付する。 (毎月)																			
明野小 学校																				
小俣中 学校																				
四郷小 学 校 (特別 教 室 棟)	申請の順 序により 交付する。																			

に改め、同表を別表第5とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第6（第20条関係）

区分	利用料（1時間につき）
会議室1	200円
会議室2	100円
図書室	無料

備考 使用等の時間に1時間未満の端数が生じるときは、1時間として取り扱うものとする。

別表第3中	「	「
小俣小学校	利用を希望する月の前月1日から15日前に利用申し込みを行う。（毎月）	小俣小学校
明野小学校		明野小学校
小俣中学校		小俣中学校
	」	」
	を	四郷小学校 （特別教室棟）
		利用を希望する日の2月前から3日前に利用申込を行う。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合で、施設の管理上支障がないときはこの限りでない。
		」

に改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第 3（第 4 条関係）

学校名	種別/区分	平日	土曜日	日曜日・祝日
四郷小学校（特別教室棟）	会議室 1	午前 9 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
	会議室 2	午前 9 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
	図書室	午前 9 時から 午後 5 時まで	—	午前 9 時から 午後 5 時まで

様式第 6 号を様式第 8 号とし、様式第 5 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第6号(第11条関係)

学校開放利用申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市教育委員会

住所(所在地)  
氏名(名称)  
(使用等責任者)  
連絡先電話

伊勢市立学校施設の開放に関する条例第7条の規定により、学校開放施設の利用許可を受けたく、下記のとおり申し込みます。  
なお、使用等に当たっては、使用等の条件を守ります。

使用等日時	年 月 日		午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用等目的	(名称) (目的・内容)					
使用等施設	会議室 1	会議室 2	使用等予定人数		名	
附属設備等の 使用等	1 使用等する(別紙のとおり)		2 使用等しない			
特別の設備等	1 有(別紙のとおり) 2 無		冷暖房使用等	1 有 2 無		
減免申請	1 有 2 無		減免理由			
※使用料等	規定の使用料等	円(室料 円、附属設備 円、冷暖房 円)				
	減免額	円(室料 円、附属設備 円、冷暖房 円)				
	差引使用料等	円(室料 円、附属設備 円、冷暖房 円)				
※許可年月日 及び番号	年 月 日 No.					
※納付年月日	年 月 日					
※使用等許可 決裁						

注 ※印の欄は記入しないでください。



様式第7号(第11条関係)

学校開放利用許可書

年 第 月 日 号

様

伊勢市教育委員会

印

次のとおり学校開放施設の利用を許可します。

使用等日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用等目的	(名称) (目的・内容)				
使用等施設	会議室1          会議室2				
附属設備等の使用等	1 使用等する(別紙のとおり)          2 使用等しない				
特別の設備等	1 有(別紙のとおり)          2 無				
使用等予定人数	名	冷暖房使用等	1 有          2 無		
使用料等	円(室料    円)				
使用等条件					

附 則

この規則は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

## 伊勢市教育委員会規則第4号

### 伊勢市立図書館規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市立図書館条例（平成17年伊勢市条例第189号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (館内の利用)

第2条 館内を利用する者（以下「利用者」という。）の入館手続は、必要としない。

- 2 開架書架の資料の利用は、すべて手続を要しない。
- 3 館内で同時に利用できる資料の数は、制限をしない。

#### (利用者の心得)

第3条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

#### (館外の利用)

第4条 資料の館外貸出し（以下「館外貸出し」という。）を受けることができる者は、本市に居住、通勤又は通学をしている者とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めた者については、この限りでない。

- 2 館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用申込書（様式第1号）により利用者登録をし、図書館利用カード（様式第2号）（以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、利用カードは、市内図書関連施設において利用できる。
- 3 前項後段の場合において、市立伊勢総合病院において交付された利用カードについては、同病院においてのみ利用できる。

- 4 利用カードは、氏名及び住所等の確認できる者に交付する。
- 5 第2項の規定により利用者登録した者（以下「利用登録者」という。）は、利用カードを紛失したとき、又は同項の規定による利用者登録の内容に変更が生じたときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。
- 6 利用登録者が館外貸出しを受けることができる資料及びその冊数並びに期間は、市内の図書関連施設すべてにおいて次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

資料	冊数	期間
図書	10冊以内	2週間以内。ただし、課題図書等の一部書籍は、1週間以内とすることができる。
雑誌	5冊以内	2週間以内。ただし、週刊誌は、1週間以内とすることができる。

（団体利用の資格）

第5条 次に掲げる団体で、指定管理者が適当と認めるものは、資料を館外で利用することができる。

- (1) 市内の地域団体
- (2) 市内の職場グループ
- (3) 市内の読書会
- (4) 市外の学校
- (5) 前各号のほか、指定管理者が特に必要があると認めたもの

2 団体での館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ団体利用申込

書（様式第3号）により団体での館外貸出し利用者登録をし、利用カードの交付を受けなければならない。

- 3 前項の利用者登録を受けた者が、館外貸出しを受けることができる資料は、50冊以内とし、貸出期間は、1月以内とする。ただし、雑誌は25冊以内とする。

（館外貸出しの制限）

第6条 次の各号に掲げる資料は、館外貸出しを行わない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 参考図書
- (2) 郷土資料
- (3) 貴重図書
- (4) 逐次刊行物（新聞、年鑑、年報等）
- (5) 伊勢図書館2階閲覧室に開架した資料
- (6) その他指定管理者が指定した資料

（館外貸出しの停止）

第7条 指定管理者は、利用登録者又は第5条第2項の規定により利用者登録を受けた者が、館外貸出しを受け、所定の日までに返納しないときは、一定の期間館外貸出を停止することができる。

（視聴覚資料の利用）

第8条 視聴覚資料を利用しようとする者は、所定の手続を行い、所定の場所で利用しなければならない。

（資料の複写）

第9条 指定管理者は、調査、研究又は学習上必要な場合であって、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に定める範囲で適法なものに限り、資料の複写を許可することができる。

- 2 資料の複写をしようとする者（以下「申込者」という。）は、図書館資

料複写申込書（様式第4号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

3 次の各号に掲げる場合又は資料は、複写を許可しないものとする。

- (1) 複写によって資料が汚損又は破損のおそれのある場合
- (2) 業務に支障が生じるおそれのある場合
- (3) 非公開とした資料
- (4) 寄託資料で契約により複写禁止を定めたもの
- (5) その他指定管理者が指定した資料

4 複写に要する費用は、申込者の負担とする。

（施設の利用時間）

第10条 施設を利用できる時間は、条例第6条に規定する開館時間とする。

（施設の利用の資格）

第11条 市内の社会教育団体、文化団体若しくは読書会又はこれに準ずる団体で指定管理者が適当と認めるものは、伊勢図書館においては視聴覚室、学習室（会議室）、小会議室、展示ホール、対面朗読室及び録音室を、小俣図書館においてはパソコンコーナー、視聴覚室、対面朗読室及びボランティア室を教育文化の目的のため利用させることができる。ただし、対面朗読室については、個人も利用できるものとする。

（施設の利用の申込）

第12条 前条に規定する団体が、施設を利用するときは、図書館施設利用申込書（様式第5号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

（施設の利用の許可）

第13条 指定管理者は、前条の規定により、図書館施設利用申込書を受理したときは、その利用の目的又は内容を審査し、適当と認めるときは、

図書館施設利用許可書（様式第6号）を申請者に交付する。

（寄贈及び寄託）

第14条 伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 図書館に資料を寄贈又は寄託しようとする者（以下「寄贈者」という。）は、図書館資料寄贈（寄託）申込書（様式第7号）を教育委員会に提出するものとする。
- 3 寄贈者は、寄贈し、又は寄託した資料の取扱いの処置又は処分について、教育委員会に委任するものとする。
- 4 寄贈又は寄託のために要する経費は、原則として寄贈者の負担とするものとする。
- 5 寄託された資料がやむを得ない事由により、汚損し、破損し、又は紛失したときは、教育委員会及び図書館は、その責めを負わないものとする。

（移動文庫）

第15条 図書館の事業として実施する移動文庫等に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

（図書館協議会の組織）

第16条 条例第20条の規定により設置する図書館協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期によるものとする。

（協議会の会議）

第 17 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、教育長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

5 この規則に定めるもののほか、会議に必要な事項は、協議会が別に定める。

（協議会の庶務）

第 18 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（選定委員会の設置）

第 19 条 教育委員会は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第 2 項の規定により伊勢市立図書館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

（選定委員会の組織）

第 20 条 選定委員会は、委員 5 人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

（選定委員会の委員長及び副委員長）



第 21 条 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第 22 条 選定委員会の会議は、教育委員会が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の庶務)

第 23 条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(歴史民俗資料室の事業)

第 24 条 歴史民俗資料室（以下「資料室」という。）は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 郷土の考古、歴史及び民俗に関する資料を、収集保護及び展示すること。

(2) その他必要な事業を行うこと。

(資料室の利用)

第 25 条 学術調査、研究等のため、閲覧、撮影、模写等により、資料室の資料を直接利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(資料室の入場料)

第 26 条 資料室の入場料は、原則として無料とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、入場料を徴収することができる。

(資料室の資料の収集)

第 27 条 資料の収集方法は、採取、購入、寄贈、寄託又は借用とする。

(資料室の資料の寄贈及び寄託)

第 28 条 資料室は、歴史民俗資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料室に歴史民俗資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、歴史民俗資料寄贈（寄託）申込書（様式第 8 号）を教育委員会に提出するものとする。

3 寄贈し、又は寄託された歴史民俗資料の取扱いは、資料室所有のものと同様とする。

(歴史民俗資料の借用)

第 29 条 資料室が歴史民俗資料を借用するときは、あらかじめ所有者又は管理者の承認を得た上、借用書（様式第 9 号）を交付する。

(補則)

第 30 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢市立伊勢図書館規則及び伊勢市立小俣図書館規則の廃止)

2 伊勢市立伊勢図書館規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 25 号）及び伊勢市立小俣図書館規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 26 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、この規則による廃止前の伊勢市立伊勢図書館規則及び伊勢市立小俣図書館規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。



## 利 用 申 込 書

登録日	.          .				
利用者番号	<table style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;"></td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;"></td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;"></td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>				

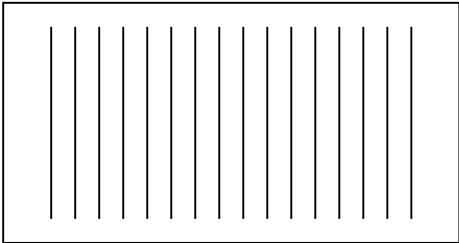
フリガナ		性別	1男      2女
氏名		生 年 月 日	年      月      日
保護者 氏名	⑩	※ 申込者が小学生以下の場合は、保護者が記入し、及び押印してください。ただし、確認書類が提示され、本人又は保護者が記入する場合は、押印不要です。	
住所	〒    ー		
電話番号	ー    ー		
伊勢市に在勤・在学の方はご記入下さい。	<input type="checkbox"/> 勤務先名 <input type="checkbox"/> 学校名 <input type="checkbox"/> 帰省先  電話（                          ー                          ー                          ）		

確認書類	運転免許証・健康保険証・学生証・身分証明書・その他（    ）
------	---

※太枠の中だけご記入ください。

(表)

54m/m

<h2>伊勢市図書館利用カード</h2>	
	
氏 名	

86m/m

(裏)

<p>○ 本を借りるときは、このカードをお持ちください。</p> <p>○ このカードをなくしたとき、または名前（団体名、代表者または責任者）、住所、電話番号などが変わったときは、お知らせください。</p> <p>○ このカードを拾われた方は図書館までご連絡ください。</p> <p>伊勢市立伊勢図書館 〒516 - 0076 三重県伊勢市八日市場町 13 - 35 TEL 0596 - 21 - 0077 FAX 0596 - 21 - 0078</p> <p>伊勢市立小俣図書館 〒519 - 0505 三重県伊勢市小俣町本町 2 TEL 0596 - 29 - 3900 FAX 0596 - 29 - 3902</p>
--



### 図書館資料複写申込書

年 月 日

（あて先）指定管理者

〒（      —      ）

住所

申込者

氏名

調査研究のため、次のとおり図書館資料の複写を申し込みます

複写しようとする図書館資料名	複写ページ

複 写 枚 数	
------------------	--

- 注意
- 1 複製物は、使用目的以外には使用しないこと。
  - 2 複製物により、著作権等に関する問題が生じた場合は、その責任は、申込者が負うこと。
  - 3 図書館資料以外は、複写できません。

様式第5号（第12条関係）

図書館施設利用申込書			
			年 月 日
(あて先) 指定管理者			
申請団体住所 団体名			
代表者名 電話番号			
次のとおり図書館施設を利用したいので申請します。			
利 用 日 時	年 月 日 ( 曜日)	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ( 曜日)	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ( 曜日)	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ( 曜日)	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで
行 事 名			
行 事 内 容			
利用予定人員	人	対象者	
会場責任者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
利用する施設 (利用する施設を○ で囲んでください)	伊勢図書館	小俣図書館	
	視聴覚室 (全室 北側 南側) 学習室 (会議室) 小会議室 展示ホール 対面朗読室 録音室	パソコンコーナー 視聴覚室 対面朗読室 ボランティア室	
利用する設備器具			

※次の欄は、記入しないでください。

許可条件等	
-------	--



様式第 6 号 (第 13 条関係)

図書館施設利用許可書			
			年 月 日
住所			
団体名			
代表者名	様		
	指定管理者		印
下記のとおり図書館施設の利用を許可します。			
利 用 日 時	年 月 日 ( 曜日)	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ( 曜日)	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ( 曜日)	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ( 曜日)	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで
行 事 名			
行 事 内 容			
利用予定人員	人	対象者	
会場責任者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
利用する施設 (利用する施設を○ で囲んでください)	伊勢図書館	小俣図書館	
	視聴覚室 (全室 北側 南側) 学習室 (会議室) 小会議室 展示ホール 対面朗読室 録音室	パソコンコーナー 視聴覚室 対面朗読室 ボランティア室	
利用する設備器具			

※ 図書館施設の利用にあたっては、指定管理者の指示に従い、伊勢市立図書館規則を遵守し、他の利用者に迷惑をかけないように心掛けてください。

図書館資料寄贈（寄託）申込書

年 月 日

（あて先）教育委員会

〒（            —            ）  
住所  
申込者  
氏名  
（団体名）  
電話番号

下記のとおり、資料を寄贈（寄託）します。  
なお、資料の取扱いの処置、処分については、教育委員会に委任します。

記

寄贈（寄託）する品名	数量

歴史民俗資料寄贈（寄託）申込書

年 月 日

（あて先）教育委員会

〒（            —            ）  
住所  
申込者  
氏名  
（団体名）  
電話番号

下記のとおり、資料を寄贈（寄託）します。  
なお、寄託した資料の取扱いは、資料室所有のものと同様とされたい。

記

寄贈（寄託）する品名	数量

借 用 書

年 月 日

住所

氏名 様

印

下記のとおり借用いたします。

記

1 目 的

2 品 名

3 数 量

点（※下記明細のとおり）

4 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

（借用明細）

品 名	品質・形状・規格	数 量	摘 要
	合 計	点	

（必要に応じて続紙、写真、図面等を添付）

伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程及び伊勢市市税等滞納処分執行停止

取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 伊勢市訓令第3号

伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程及び伊勢市市税等滞納処分執行  
停止取扱規程の一部を改正する規程

(伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程の一部改正)

第1条 伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程(平成17年伊勢市訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付」を加える。

(伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程の一部改正)

第2条 伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程(平成17年伊勢市訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第4号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表8の項中「事務処理の基準、要綱、要領等」を「要綱」に改め、同表15の項中「財政課長」を「行政経営課長」に改める。

別表第1の3の表11の部中

業者指名又は契約締結に係る事案は管財契約課長合議。ただし、10万円以下は除く。	を	業者指名又は契約締結に係る事案は管財契約課長合議。ただし、10万円以下は除く。300万円以上は、総務部長合議
---	---	--

に改め、

同部(2)の項及び(3)の項並びに同表13の部中「財政課長」を「行政経営課長」に改め、同表(注)2中「財政課長」を「行政経営課長」に改める。

別表第1の4の表3の項及び4の項中「合議」の次に「。5,000万円以上は、行政経営課長、財務政策部長、総務部長合議」を加え、同表7の項中「財政課長」を「行政経営課長」に改め、「合議」の次に「。5,000万円以上は、財務政策部長、総務部長合議」を加える。

別表第2の2の(2)の表に次のように加える。



23 地域情報化基本方針の決定	○				
24 情報セキュリティポリシーに関すること。		重要		軽易	
25 電子計算組織活用方針の決定			重要	軽易	
26 電子計算組織適用業務に係る調査及び研究			重要	軽易	
27 庁内 LAN の運用管理			重要	軽易	
28 コンピュータ及び周辺機器の運用管理			重要	軽易	
29 ソフトウェア及びデータの運用管理			重要	軽易	
30 コンピュータ操作に係る研修の計画及び実施				○	職員課 長合議

別表第2の2の(3)の表中7の項を削り、8の項を7の項とする。

別表第2の2の(5)の表2の項中「建設工事等の競争入札」を「入札・契約制度」に改め、同表4の項中「入札参加指名」を「入札参加資格等の決定」に、「設計金額3,000万円未満」を「○」に、「3,000万円以上」を「5,000

万円以上」に、「建設工事等指名入札参加資格審査委員会」を「伊勢市契約審査委員会」に改め、同表 7 の項中「入札参加指名」を「入札参加資格等の決定」に、「設計金額 500 万円未満」を「○」に、「建設工事等指名入札参加資格審査委員会」を「伊勢市契約審査委員会」に改め、同表 9 の項中

9 物品及び物件に関する契約締結	を	9 物品に関する契約締結	に改
------------------	---	--------------	----

め、同表中 30 の項を 31 の項とし、11 の項から 29 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 10 の項中「指名停止処分」を「資格(指名)停止処分」に改め、同項を同表 11 の項とし、同表 9 の項の次に次のように加える。

10 物件に関する契約締結		500 万円 以上	300 万円 以上 500 万円未満	300 万円 未満	
---------------	--	--------------	--------------------------	--------------	--

別表第 2 の 2 の (6) の表を削り、別表第 2 の 2 表の (7) の表を別表第 2 の 2 表の (6) の表とする。

別表第 2 の 3 の (1) の表を削り、別表第 2 の 3 の (2) の表を別表第 2 の 3 の (1) の表とし、別表第 2 の 3 の (3) の表を別表第 2 の 3 の (2) の表とする。

別表第 2 の 3 の (4) の表中 9 の項 35 の項とし、6 の項から 8 の項までを 26 項ずつ繰り下げ、同表 5 の項中「指定統計」を「基幹統計」に改め、同項を同表 31 の項とし、同表 4 の項の次に次のように加え、同表を別表第 2 の 3 の (3) の表とする。

5 予算執行計画の決定			○		
6 予算執行計画の変更の決定			○		

7 予算の執行管理		異例又は特に重要	重要	軽易	
8 予算編成要領の作成			○		
9 予算の編成及び決算の確定	○				
10 予算の流用の決定				○	
11 予備費の充当 の決定	○				
12 流用を制限された 予算の流用の決定				○	
13 弾力条項の適用の 決定			○		
14 継続費等予算 繰越しの決定	○				
15 予算謄本の交付				○	
16 起債事業計画の申請				○	
17 起債許可予定額決定 通知書に基づく起債許可 書の交付申請				○	

18 償還年次表に基づく市債の元利金の償還				○	
19 長期資金の借入申込み				○	
20 起債前貸の借入申込み				○	
21 公債の登録及び抹消通知				○	
22 地方交付税資料の作成				○	
23 財政状況の公表の作成			○		
24 主要な施策の成果を説明する資料の作成			○		
25 財政状況等調査及び報告			○		
26 財務統計資料の作成				○	
27 予算成立の通知				○	
28 基金の処分	予算に定めのないもの			予算に定められた範囲内で	

				の取崩し	
29 基金の繰替運用				○	
30 基金の運用益金の処理等の決定				○	

別表第2の4の表中「生活部」を「環境生活部」に改め、別表第2の4の(1)の表中「市民参画交流課」を「市民交流課」に改め、同表に次のように加える。

8 地域自治に係る施策の企画推進及び総合調整に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
9 伊勢市総連合自治会に関すること。				○	
10 合併に係る諸問題の整理、調整に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

別表第2の4の(2)の表を削り、別表第2の4の(3)の表8の項中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の医療」を「後期高齢者医療」に改め、同表を別表第2の4の(2)の表とし、別表第2の4の(4)の表を別表第2の4の(3)の表とし、別表第2の4の(5)の表を削り、別表第2の4の(6)の表を別表第2の4の(4)の表とし、別表第2の4の表に

次の2表を加える。

(5) 環境課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 環境基本計画、一般廃棄物処理計画及び生活排水対策推進計画に係る調査研究			重要	軽易	
2 環境基本計画、一般廃棄物処理計画及び生活排水対策推進計画の策定	特に重要	重要	軽易		
3 環境基本計画、一般廃棄物処理計画及び生活排水対策推進計画の進行管理			重要	軽易	
4 一般廃棄物の処理区域の指定				○	
5 環境保全及び環境衛生思想の普及に関するこ			重要	軽易	

と。					
6 浄化槽の普及及び管理指導に関すること。				○	
7 一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可				○	
8 一般廃棄物処分業の許可	○				
9 一般廃棄物収集運搬業者及び浄化槽清掃業者の処理施設、事務所等への立入検査				○	
10 浄化槽清掃業者の指導監督				○	
11 伊勢広域環境組合との連絡調整	特に重要	重要	輕易	定例的かつ輕易	
12 一般廃棄物最終処分場建設事業の推進及び総合調整	特に重要	重要	輕易		

13 一般廃棄物最終処分場建設事業用地の買収、収用及び補償に関すること。	○				
14 一般廃棄物最終処分場建設事業に係る施設整備計画の作成	特に重要	重要	軽易		
15 伊勢市を美しくする条例(平成 17 年伊勢市条例第 135 号)に基づく勧告及び改善命令				○	
16 不法投棄防止対策に関すること。				○	
17 公害関係法令等に基づく届出の受理				○	
18 公害についての苦情処理及び調査並びに公害防止の指導				○	



19	公害発生予防 のための事前調 査				○	
20	公害の調査、 分析及び測定				○	
21	公害関係法令 等に基づく改善 勧告		特に重要	重要	軽易	
22	墓地の使用及 び管理に関する こと。				○	
23	改葬の許可				○	
24	化製場又は死 亡獣畜取扱場以 外での死亡獣畜 処理の許可				○	
25	そ族及び昆虫 (農林業に係る 病害虫を除く。) の駆除の実施				○	
26	衛生器具等の 貸出し				○	
27	各種感染症発 生時の環境衛生 の処理				○	

28 畜犬の登録及び狂犬病の予防措置に関すること。				○	
29 高麗広飲料水補助に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
30 循環型社会の形成に関する調査研究及び啓発			重要	軽易	
31 多量の一般廃棄物の処理の指示				○	
32 廃棄物の減量・資源化に関する計画の決定及び推進				○	
33 環境美化意識に関する施策の策定及び実施			重要	軽易	
34 資源リサイクルに関する計画の決定及び推進並びに総合調整				○	
35 資源回収運動				○	

の推進					
36 伊勢廃棄物投 棄場の総括管理				○	

(6) 清掃課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 ごみ収集事業 の計画、実施及 び調整に関する こと。				○	
2 清掃従事者の 作業配置				○	
3 ごみ集積所の 指導				○	
4 所管車両の運 行管理				○	
5 所属職員の労 務管理				○	
6 所属職員の安 全管理				○	
7 犬、猫等の死 体処理				○	

別表第2の5の表を削り、別表第2の6の表を別表第2の5の表とし、同表の次に次の1表を加え、別表第2の7の表及び別表第2の8の表を削る。

6 産業観光部

(1) 商工労政課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 中小企業信用 保険法の規定に よる特定中小企 業の認定				○	
2 商店街振興組 合法(昭和37年 法律第141号)に 基づく次に掲げ る事務					
(1) 設立及び合 併の認可、措 置命令及び解 散の命令	○				
(2) (1)以外の 事務				○	
3 計量器の調査 及び報告				○	
4 労働福祉会館 に関すること。				○	
5 サンライフ伊 勢に関すること。				○	

6 やすらぎ公園 プールに関する こと。				○	
----------------------------	--	--	--	---	--

(2) 産業支援課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 産業支援セン ターの管理運営 及び使用料・手 数料の収納に関 すること。				○	
2 企業支援に関 すること。	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
3 起業家の支 援・育成に関す ること。	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
4 ものづくり支 援に関すること。				○	
5 産業支援セン ター運営協議会 に関すること。		○			
6 工場等誘致奨 励措置指定審査 委員会の開催		○			秘書課 長合議

7 企業立地に関する こと。	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
-------------------	------	----	----	-------------	--

(3) 農林水産課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 農林水産業の 生産指導				○	
2 農林水産関係 諸団体の連絡調 整				○	
3 農林水産関係 施設の維持及び 管理に関するこ と。	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
4 農業生産基盤 及び農村環境基 盤の事業計画及 び実施	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
5 農業振興地域 整備計画の作成 及び変更		重要	軽易		
6 農業経営基盤 強化の推進に関 すること。				○	
7 土地改良法					

<p>(昭和24年法律第195号)に基づく次に掲げる事務 (農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は同法第3条第1項に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行う場合に限る。)</p>					
<p>(1) 土地改良事業及びその変更等の認可</p>	○				
<p>(2) 換地計画及びその変更の認可等</p>		○			
<p>(3) 管理規程の認可等</p>		○			
<p>(4) 土地改良事業計画の公告後における土地の形質の変更等の許可</p>			○		

(5) 土地改良事業の業務又は会計の検査及び措置命令				○	
8 土地改良事業負担金の徴収				○	
9 森林整備計画の作成及び変更		重要	軽易		
10 森林施業に伴う立入調査等及び火入れの許可				○	
11 鳥獣の飼養の登録				○	
12 有害鳥獣駆除のための捕獲許可				○	
13 水産・漁港関係事業計画及び実施	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
14 漂流物、沈没品等に関すること。				○	

(4) 観光企画課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	



1 観光振興の調整及び宣伝に関すること。				○	
2 観光振興の企画及び誘客戦略に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

(5) 観光事業課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 観光団体との調整に関すること。				○	
2 観光行事及び伝統文化の活用に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

(6) 交通政策課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 総合交通体系に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 地域交通対策に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
3 コミュニティバス等バス運行に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

4 海上アクセス に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
5 交通安全対策 の計画、実施及 び調整	○				財務政 策部長、 行政経 営課長 合議
6 交通調査の実 施	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
7 交通関係団体 及び機関との連 絡調整			重要	軽易	
8 駐輪場の設置 及び管理			重要	軽易	
9 交通安全に係 る意識啓発	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
10 交通災害共済 事務に関するこ と。			2 等級以 上	3 等級以 下	

別表第2の9の(1)の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表に次のように加える。

4 土地区画整理 事業の清算金の 徴収及び交付				○	
-------------------------------	--	--	--	---	--

5 代替用地取得 及び処分	○				
6 事業に係る関 係機関との協議 及び通知	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
7 事業に係る連 絡調整				○	

別表第2の9の(7)の表を削り、別表第2の9の表を別表第2の7の表とする。

別表第2の10の表を別表第2の8の表とし、別表第2の11の表を別表第2の9の表とする。

別表第2の12の表支所の項中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、同表を別表第2の11の表とする。

#### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市訓令第5号

### 伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程

伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第34条第2号中「配達記録郵便等」を「特定記録郵便等」に改める。

別表電の項及び財の項を削り、同表市の項中「生活部市民参画交流課」を「環境生活部市民交流課」に改め、同表地の項を削り、同表戸の項及び人政の項中「生活部」を「環境生活部」に改め、同表合の項を削り、同表定の項中「生活部」を「環境生活部」に改め、同表環の項中「環境部」を「環境生活部」に改め、同表資の項を削り、同表清の項中「環境部」を「環境生活部」に改め、同表商の項中「産業部」を「産業観光部」に改め、同表企の項を削り、同表産の項中「産業部」を「産業観光部」に改め、同表農の項中「農」を「農水」に、「産業部農林課」を「産業観光部農林水産課」に改め、同表水産の項を削り、同表観企の項、観事の項及び交の項中「観光交通部」を「産業観光部」に改め、同表宮の項を削る。

様式第2号中「配達記録」を「特定記録」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第34条関係)

平成 年 月 日 料金後納郵便物差出依頼票			
所属・係		取扱者名	
定形	25g	通	円
	50g	通	円
定形外	50g	通	円
	100g	通	円
	150g	通	円
	250g	通	円
	500g	通	円
	1kg	通	円
		通	円
区内	バーコード	25g	通 円
	なし		通 円
特別	バーコード	25g	通 円
	あり		通 円
はがき		通	円
速達		通	円
書留		通	円
簡易書留		通	円
現金書留		通	円
配達証明		通	円
特定記録		通	円
ゆうメール		通	円
ゆうパック		通	円
		通	円
計		通	円
用件			
科目	(項)	(目)	
事業名	(大)		
	(中)		
	(小)		

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市守衛服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生



## 伊勢市訓令第 6 号

### 伊勢市守衛服務規程の一部を改正する規程

伊勢市守衛服務規程（平成 17 年伊勢市訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「、これを制止し」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「、これを制止し」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第 5 条各号列記以外の部分中「、定時又は随時に本庁舎を巡回し」を削り、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

### 附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防署組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市消防長 西 田 恒 郎

## 伊勢市消防本部訓令第 1 号

伊勢市消防署組織規程の一部を改正する規程

伊勢市消防署組織規程（平成 17 年伊勢市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中伊勢市消防署西分署の項の次に次のように加える。

伊勢市消防署御菌分署	伊勢市御菌町長屋2218番地
------------	----------------

別表第 1 中伊勢市消防署北出張所の項を削る。

別表第 2 中伊勢市消防署西分署の項の次に次のように加える。

伊勢市消防署御菌分署	第 1 警防係、第 1 救急係、第 2 警防係、第 2 救急係
------------	---------------------------------

別表第 2 中伊勢市消防署北出張所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防本部訓令第 2 号

伊勢市消防職員の階級別等定数規程及び伊勢市警防規程の一部を改正する規程

(伊勢市消防職員の階級別等定数規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市消防職員の階級別等定数規程 (平成 17 年伊勢市消防本部訓令第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表中

「

消防正監	1 人
消防監	2 人
消防司令長	6 人

を

「

消防監	1 人
消防司令長	8 人

」

」

に改める。

(伊勢市警防規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市警防規程 (平成 17 年伊勢市消防本部訓令第 18 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号の 2 出場人員の項中「消防正監」を削る。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防職員の階級別等定数規程及び伊勢市警防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市消防長 西 田 恒 郎

## 伊勢市消防本部訓令第3号

隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午前8時45分」を「午前8時30分」に改め、「16時間」を「15時間30分」に改める。

第3条第2項第1号中「午後0時15分」を「午後0時」に改める。

第3条第3項を削り、同条第4項を第3項とする。

### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する  
規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市消防長 西 田 恒 郎

伊勢市病院事業管理規程第 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成 17 年病院事業管理規程第  
16 号)の一部を次のように改正する。

附則別表第 8(附則第 7 項関係)中「100 分の 1」を「0」に改める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。



伊勢市告示第8号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成21年3月17日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成21年3月24日（火）午後5時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本2丁目2番30号  
伊勢市岡本町財産区岡本会館2階小会議室
- 3 付議すべき事件  
議案第1号 平成21年度伊勢市岡本町財産区予算  
議案第2号 平成20年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第1号）

## 伊勢市告示第9号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成21年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成21年3月30日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 縦覧期間

平成21年4月1日（水）から4月30日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前8時30分から午後5時15分まで。  
ただし、月曜日は、午前8時30分から午後7時まで。

### 2 縦覧場所

伊勢市財務政策部課税課

伊勢市告示第 10 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 21 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市告示第 11 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 6 項の規定により告示します。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 番地 1	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストア イースト
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号	株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポプラ

熊本県熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社エブリワン
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田 3 丁目 2 番 14 号	株式会社ジェイアール西日本デイリー サービスネット
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社システムアイシー
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム

## 2 委託期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 名称

上地町上組

### 2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な協働作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館施設及び組山の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

### 3 区域

本会の区域は、伊勢市上地町 1413 番地から 1468 番地 2 までと 1842 番地 1 から 1889 番地まで及び 1508 番地、1537 番地、1983 番地を含む区域とする。

### 4 事務所

本会の事務所は、伊勢市上地町 1436 番地 1 の東組公民館に置く。

### 5 代表者の氏名及び住所

佐波 宗幸

伊勢市上地町 1880 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

1. 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 21 年 3 月 24 日

伊勢市告示第 13 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生



# 平成20年度伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

目次	1
1 定数の適正化の状況	2
2 職員の任免及び職員数に関する状況	2 ~ 3
(1) 職員採用状況（H19. 4. 2～H20. 3. 31）（H20. 4. 1）	
(2) 職員退職状況	
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由	
(4) 年齢別職員構成の状況	
(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況	
3 職員の給与の状況	4 ~ 13
(1) 人件費の状況	
(2) 職員給与費の状況	
(3) ラスパイレス指数の状況	
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
(5) 職員の初任給の状況	
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
(7) 一般行政職の級別職員数の状況	
(8) 職員の手当の状況	
(9) 特別職の報酬等の状況	
(10) 公営企業職員の状況	
(I) 水道事業	
(II) 下水道事業	
(III) 病院事業	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	14
(1) 勤務時間	
(2) 休暇制度	
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	14
(1) 分限処分の状況	
(2) 懲戒処分の状況	
6 職員のサービスの状況	14
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	15
(1) 研修実施状況	
(2) 職員の勤務評定の実施状況	
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	15
(1) 健康に関すること	
(2) その他の福利厚生	
9 公平委員会の報告	15

## 1 定員の適正化の状況

定員管理とは、地方公共団体が総定員を最小限に抑えることと、部門ごとに適切な職員を配置することで、住民負担の増加抑制に留意しつつ、貴重な人材を活用する「最小の職員数で、最大の効果をあげる」ことが目的です。

定員の適正化については、これまで計画的に取り組みを進めてきましたが、新たに平成18年度に「伊勢市定員管理計画」を策定し、総職員数の削減に取り組んできました。しかし現在の状況は定員管理計画策定時よりさらに厳しい行政経営となっており、一層スリムで効率的な組織の構築を図る必要があります。そのため今回定員管理計画の見直しを図りました。新たな計画は、平成20年度以降の5年間を期間とし、職員165人を削減目標としています。

なお、平成19年4月1日の職員数と、平成20年4月1日の職員数とを比較しますと、事務事業等の統合や整理等見直しを行った結果、19人の削減となりました。

## 2 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員採用状況（平成19年度中途採用者数）

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	0	0	0
教 育	0	0	0
病 院	18	3	21
消 防	0	0	0
合 計	18	3	21

### (平成20年4月1日採用者数)

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	24	0	24
教 育	0	5	5
病 院	5	5	10
消 防	16	0	16
合 計	45	10	55

### (2) 職員退職状況（平成19年度退職者数）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
一般行政など	15	23	10	48
教 育	6	2	6	14
病 院	1	7	31	39
消 防	2	2	0	4
合 計	24	34	47	105

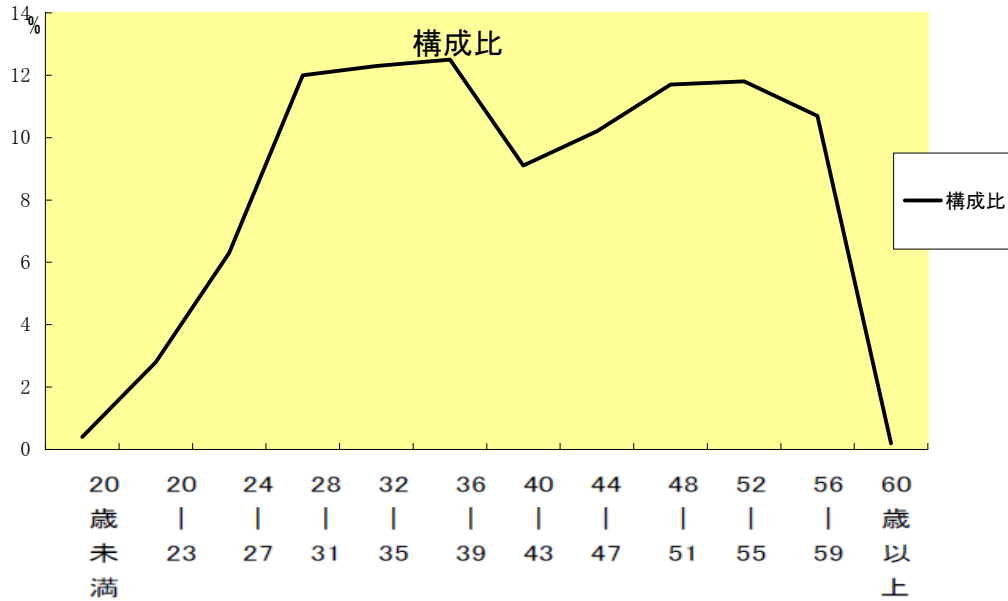
### (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成20年	平成19年		
一 般 行 政 部 門	議 会	8	8	0	・機構改革による組織の見直し ・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制 など定員適正化による減
	総務企画	176	181	-5	
	税 務	53	55	-2	
	民 生	220	231	-11	
	衛 生	154	160	-6	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	26	29	-3	
	商 工 土 木	29 109	27 111	2 -2	
小 計	777	804	-27		
特 別 行 部 門	教 育	151	154	-3	・御園分署の新設に向けた増
	消 防	184	172	12	
	小 計	335	326	9	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	363	371	-8	・患者数の減少に伴う調整 ・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の導入 に伴う増
	水 道	37	37	0	
	下 水 道	39	39	0	
	そ の 他	47	40	7	
	小 計	486	487	-1	
合 計	1,598	1,617	-19		

(注) 1 職員数には伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7	44	101	192	197	200	145	163	187	189	170	3	1,598

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,713 人	1,525 人	188 人	11 %

(注) 国の定める期間における数値目標です。

(参考) 伊勢市定員管理計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成20年4月1日	平成25年4月1日	165人の減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

区分 部門	17年 計画始期	(各年4月1日現在)				17年～20年 計	(参考) 数値目標	
		18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目				
一般行政	職員数	845	814	804	777	-	1,525	
	増減		-31	-10	-27	-68		
教育	職員数	181	169	154	151	-		
	増減		-12	-15	-3	-30		
消防	職員数	172	172	172	184	-		
	増減		0	0	12	12		
公営企業 等会計	職員数	515	519	487	486	-		
	増減		4	-32	-1	-29		
計	職員数	1,713	1,674	1,617	1,598	-		1,525
	増減		-39	-57	-19	-115(61.2%)		188

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。  
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成20年3月31日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度人件費率
19年度	人 134,120	千円 44,119,065	千円 9,721,924	% 22.0	% 24.6

#### (2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 1,127	千円 4,403,751	千円 682,325	千円 1,807,784	千円 6,893,860	千円 6,117

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。  
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	伊勢市	類似団体平均	全国市平均
ラスパイレス指数	99.0	99.9	98.3

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

#### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	40.09 歳	325,201 円	384,926 円	349,230 円
三重県	42.7 歳	354,365 円	446,150 円	円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
類似団体	44.3 歳	353,717 円	447,314 円	412,049 円

##### ②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.02歳	208人	337,140円	360,346円	347,463円
うち用務員	52.10歳	27人	369,381円	389,589円	383,489円
うち清掃職員	46.11歳	95人	338,683円	371,914円	352,793円
うち学校給食調理員	48.09歳	44人	323,161円	328,341円	324,523円
三重県	46.3歳	430人	340,711円	393,590円	円
国	48.9歳	4,784人	284,679円	—	320,623円
類似団体	46.2歳	87人	335,955円	399,132円	380,175円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。  
4 三重県の平均給与月額(国ベース)については、平成21年3月31日現在、未公表です。三重県から公表され次第、掲載します。

◎技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組みについて

○給料等の公表
・ 技能労務職員の給料等を、細分化した職種別に公表する。
・ 三重県・国・類似団体と比較し、公表する。
○給料表の適用
平成18年7月より、技能労務職給料表（国・行政職二表）を導入し、給料表の運用の適正化に努めた。
○人員について
平成15年度より新規職員の採用を控えており、業務委託や指定管理者制度なども含め、人員の適正に努める。

（参考：民間データ）

職 種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理 業務従業者	43.6歳	299,700円
調理士	42.1歳	276,600円
用務員	53.9歳	225,900円

※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータです。

※数値については平成17年～19年の3ヶ年平均です。

※平均給与月額等について、民間データはパート・アルバイト労働者を含んでいます。

※業務内容・雇用形態(年数)等において完全に一致するものではありません。

(5) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	144,500 円	—
消防職	大学卒	191,600 円	—	—
	高校卒	161,600 円	—	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,106 円	304,567 円	350,420 円
	高校卒	227,700 円	274,850 円	314,950 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	22 人	3.0 %
2 級	職 員	64 人	14.3 %
3 級	職 員	195 人	35.0 %
4 級	係 長	103 人	18.2 %
5 級	課長補佐	50 人	11.3 %
6 級	課 長	70 人	13.9 %
7 級	部 長	25 人	4.3 %
合 計		529 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 職員の手当の状況(一般会計)

① 期末手当・勤勉手当

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,617 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,899 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) — 千円
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 支給割合は平成19年度給与改定後の数値を表示しています。

2 三重県の1人当たり平均支給額は、平成21年3月31日現在、未公表です。三重県から公表され次第、掲載します。

② 退職手当(平成20年4月1日現在)

伊勢市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算) 1人当たり平均支給額(自己都合) 3,647千円 (勤奨・定年) 25,162千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成19年度の状況を掲載しています。

③ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	29,130 千円		
支給職員1人あたり平均支給年額(平成19年度決算)	48,793 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	46.4 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課 二見・小俣生活環境課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援センター準備室職員 維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円

変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の召集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の召集 日額 1,000円 災害時屋外作業日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

#### ④時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	268,167 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	262 千円

#### ⑤その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族1人 6,500円</li> <li>配偶者のない場合の1人目 11,000円</li> <li>16~22歳の子、孫に対し 5,000円加算</li> </ul>	同じ		133,506 千円	239,688 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎借家・借間</li> <li>家賃13,000円未満 支給無し</li> <li>13,000円~23,000円以下 支給額(家賃-12,000円)</li> <li>23,001円~55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>55,000円以上 支給額 27,000円</li> </ul>	同じ		42,779 千円	76,119 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎持家</li> <li>新築等5年未満 3,000円</li> <li>新築等5年以上 1,000円</li> </ul>	異なる	国(持家)新築等5年未満... 2,500円		
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		57,380 千円	62,033 円
	交通用具(自転車等)利用者 2km未満 支給無し 2~3km未満 2,500円 3~4km未満 3,500円 4~5km未満 4,300円 5~6km未満 4,600円 6~7km未満 4,900円 7~8km未満 5,200円 8~10km未満 5,500円 10~15km未満 7,000円 15~20km未満 7,900円 20~25km未満 8,800円 25~30km未満 9,700円 30~35km未満 10,600円 35~40km未満 11,500円 40~45km未満 12,400円 45~50km未満 13,300円 50~55km未満 14,200円 55~60km未満 15,100円 60km以上 16,000円	異なる	交通用具利用者 2km未満...支給無し 2~5km未満...2,000円 5~10km未満...4,100円 10~15km未満...6,500円 15~20km未満...8,900円 20~25km未満...11,300円 25~30km未満...13,700円 30~35km未満...16,100円 35~40km未満...18,500円 40~45km未満...20,900円 45~50km未満...21,800円 50~55km未満...22,700円 55~60km未満...23,600円 60km以上...24,500円		

休日給	・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価× 135/100	同じ		59,062 千円	536,926 円
夜間勤務手当	・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価× 25/100	同じ		29,327 千円	215,638 円
管理職手当	部長職 月額 69,000円 課長職 月額 49,000円	異なる	・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500 ・3種 77,400 ・4種 66,400 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700 ・4種 62,300 ・5種 51,900	60,843 千円	579,457 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき(6時間超の場合は150/100を乗じる) ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円	異なる	・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	2,130 千円	45,324 円

(9) 特別職の報酬等の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	1,013,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,070,000 円 / 547,800 円
	副 市 長	785,000 円	900,000 円 / 547,500 円
報酬	議 長	567,000 円	760,000 円 / 420,100 円
	副 議 長	509,000 円	670,000 円 / 366,600 円
	議 員	451,000 円	620,000 円 / 338,800 円
期末手当	市 長	(平成20年度支給割合) 4.4 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	4.4 月分	・役職加算 20%
	議 長	(平成20年度支給割合) 3.3 月分	・役職加算 20%
	副 議 長	3.3 月分	・役職加算 20%
	議 員	3.3 月分	・役職加算 20%
退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	市 長	450/100×在職年数×給料月額	任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎



(10) 公営企業職員の状況

(I) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
19年度	2,426,454	515,103	319,158	13.2	15.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	36人	160,140千円	19,396千円	66,818千円	246,354千円	6,843千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	48.1 歳	380,835 円	572,303 円
全国市町村平均	45.5 歳	374,552 円	571,242 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成19年度の決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(一般会計)		
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,856千円			1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,617千円		
(平成20年度支給割合)			(平成20年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
計 3.0 月分	1.5 月分		計 3.0 月分	1.5 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 退職者なし (勸奨・定年) 26,750千円			1人当たり平均支給額 (自己都合) 3,647千円 (勸奨・定年) 25,162千円		

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成19年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)				891 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)				52,388 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)				47.2 %
手当の種類(手当数)				5種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円	
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円	
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円	
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円	
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円	
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円	
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円	
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円	
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円	
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円	

エ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	6,872 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	211 千円

オ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	6,813 千円	262,038 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	572 千円	28,610 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	2,257 千円	70,530 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	1,992 千円	569,143 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	0 千円	0 円

(II) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 18年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
19年度	1,400,470	195,542	324,615	23.2	23.2

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	A				B	
19年度	43人	161,885千円	29,701千円	66,100千円	257,686千円	5,993千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	38.6 歳	320,395 円	499,390 円
全国市町村平均	44.6 歳	372,307 円	570,494 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成19年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(下水道事業)			伊勢市(一般会計)		
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,537千円			1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,617千円		
(平成20年度支給割合)			(平成20年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
計 3.0 月分	1.5 月分		計 3.0 月分	1.5 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		

#### イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

伊勢市(下水道事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 退職者なし (勸奨・定年) 25,189千円			1人当たり平均支給額 (自己都合) 3,647千円 (勸奨・定年) 25,162千円		

- (注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。  
2 1人あたりの平均支給額については平成19年度の状況を掲載しています。

#### ウ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		— %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

#### エ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	14,756 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	388 千円

#### オ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			6,093 千円	243,720 円
住居手当	一般会計に同じ			2,327 千円	101,191 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,284 千円	76,118 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,839 千円	567,710 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			0 千円	0 円

(Ⅲ) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占める 職員給与費比率
19年度	千円 6,760,610	千円 △ 528,880	千円 3,761,670	% 55.6	% 55.0

イ 決算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	375人	1,483,162千円	527,841千円	616,558千円	2,627,561千円	7,007千円

(注) 1 職員手当には児童手当及び退職手当を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	医 師	42.7 歳	568,403 円	1,350,000 円
	看護師	39.3 歳	301,526 円	473,000 円
	事務職	44.4 歳	355,498 円	539,000 円
全国市町村平均	医 師	43.3 歳	565,450 円	1,314,681 円
	看護師	37.3 歳	291,607 円	470,546 円
	事務職	44.3 歳	355,301 円	549,136 円

(注) 1 基本給は、給料月額、地域手当及び扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成19年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(病院事業)			伊勢市(一般会計)		
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,644千円			1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,617千円		
(平成20年度支給割合)			(平成20年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
計 3.0 月分	1.5 月分		計 3.0 月分	1.5 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)		

イ 退職手当

伊勢市(病院事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 1,578千円			1人当たり平均支給額 (自己都合) 3,647千円		
(勸奨・定年) 27,156千円			(勸奨・定年) 25,162千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した病院及び伊勢市全職種に支給された平均額を掲載しています。

ウ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		32,926 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		731,697 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医 師	13 %	44 人	13 %

(注) 上記支給実績等は平成19年度、支給対象等は平成20年度の状況です。

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)		217,272 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算、医師・看護師含む)		579,391 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長 医療部長及び健診センター長 医長 副医長	月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学調査及び研究に従事する場合で大学卒業後2年を経過した者	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1体につき 1,500円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(深夜22:00～5:00)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 1,600円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 2,200円
待機手当	医師、医療技術者、看護師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機の時間が8時間未満 待機1回 600円 待機の時間が8時間以上 待機1回 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事したとき	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事したとき	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	173,149 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	587 千円
支給実績(19年度決算)	149,954 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	484 千円

カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			27,810 千円	222,482 円
住居手当	一般会計に同じ			20,355 千円	146,441 円
通勤手当	一般会計に同じ			21,133 千円	68,836 円
管理職手当	一般会計に同じ(ただし副院長は給料月額×25/100)			14,795 千円	870,287 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ(ただし健診センターは1勤務 10,000円)			37 千円	2,176 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			27,025 千円	150,979 円
宿日直手当	医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 その他 1回 5,900円	異	医師 1回 20,000円	16,534 千円	199,202 円

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週40時間勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

##### (2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

#### 5 職員の分限及び懲戒処分状況

##### (1) 分限処分の状況（平成19年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	15	15
教 育	0	0	1	1
合 計	0	0	16	16

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

##### (2) 懲戒処分の状況（平成19年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	1	1	1	3
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1	1	3

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

#### 6 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

## 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修実施状況（平成19年度）

#### ①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日(回数)数
部長研修	24	1
課長研修	77	4
係長研修	26	2
新規採用職員研修（採用時研修）	19	5
新規採用職員研修（事業創造研修1）	13	2
新規採用職員研修（事業創造研修2）	17	2
新規採用職員研修（総合案内研修）	10	10
新規採用職員研修（ごみ資源収集体験研修夏期）	18	4
新規採用職員研修（ごみ資源収集体験研修冬期）	17	4
新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	17	18
技能労務職員研修	136	9
政策形成研修	22	2
企画力向上研修	54	6
目からうろこ研修	372	3
市長との意見交換会	4	1
人材育成カレッジ	588	81
計	1,414	

#### ②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
三重県自治会館組合	35
自治大学校	1
市町村アカデミー	8
国際文化アカデミー	12
三重県	4
三重県地方自治研究センター	10
その他研修	13
合 計	83

### (2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

### (2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

## 9 公平委員会の報告

### 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

### 公平委員会の業務の状況（平成19年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成21年3月16日

伊勢市教育委員会  
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成21年3月23日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第12号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について
  - 議案第13号 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について
  - 議案第14号 伊勢市立図書館規則の制定について



伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程を次のように公表する。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

## 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程

(ビラの作成の契約締結の届出)

第1条 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成21年伊勢市条例第3号。以下「条例」という。)第2条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条の規定により有償契約を締結したときは、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)ビラ作成契約届出書(様式第1号)に、当該契約に関する書面の写しを添えて、伊勢市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に届出をしなければならない。

(ビラの作成の公営の確認申請等)

第2条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条の規定による確認を受けようとする場合には、選挙管理委員会にビラ作成枚数確認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 前項に規定する確認は、ビラ作成枚数確認書(様式第3号)を用いて行うものとする。

(ビラ作成業者への確認書の提出)

第3条 候補者は、前条に規定する確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定するビラ作成業者(以下「ビラ作成業者」という。)に提出しなければならない。

(ビラ作成業者へのビラ作成証明書の提出)

第4条 候補者は、ビラ作成証明書(様式第4号)を、ビラ作成業者に提出しなければならない。

(請求書の提出)

第5条 ビラ作成業者は、条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、請求書(様式第5号)に、前条に規定する証明書及び第2条第2項に規定する確認書を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので、届け出ます。

年 月 日

（あて先）伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 伊勢市長選挙  
候補者

㊟

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号（第2条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので、申請します。

年 月 日

（あて先）伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 伊勢市長選挙  
候補者 ㊦

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に、候補者から伊勢市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラの作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号

ビラ作成枚数確認書

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 印

記

- 1 年 月 日執行 伊勢市長選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者から、ビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、伊勢市に支払を請求することはできません。

様式第4号（第4条関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 伊勢市長選挙  
候補者

印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	
作成金額	
備考	

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が伊勢市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、伊勢市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数 16,000枚
- (2) 限度額  
7円30銭（単価の限度額）×当該作成枚数＝限度額

様式第5号（第5条関係）

請 求 書  
（ビラの作成）

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

（あて先）伊勢市長

住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

⑨

電話（ ） —

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 伊勢市長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	-----		
口座名			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、伊勢市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。



請 求 内 訳 書  
(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単 価 A 円	枚 数 B 枚	金 額 C (A× B) 円	単 価 D 円	枚 数 E 枚	金 額 F (D× E) 円	単 価 G 円	枚 数 H 枚	金 額 I (G× H) 円

備考

- 1 D欄には、7円30銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

伊勢市選管告示第 17 号

平成 21 年 3 月 30 日任期満了の伊勢北部土地改良区総代選挙について、下記のとおり執行します。

平成 21 年 3 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 選挙期日     | 平成 21 年 3 月 30 日 (月)  |
| 2 投票時間     | 午前 9 時から午後 3 時まで  |
| 3 選挙すべき総代数 | 第 1 選挙区 14 人 (植山町、西豊浜町、村松町)<br>第 2 選挙区 15 人 (有滝町)<br>第 3 選挙区 7 人 (東豊浜町) |

伊勢市選管告示第 18 号

平成 21 年 3 月 30 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示  
は、伊勢市公告式条例によります。

平成 21 年 3 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 19 号

平成 21 年 3 月 30 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の  
提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 3 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市有滝町 2638 番地  
伊勢北部土地改良区事務所

伊勢市選管告示第 20 号

平成 21 年 3 月 30 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 3 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選管告示第 21 号

平成 21 年 3 月 30 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務  
代理者を、下記のとおり選任します。

平成 21 年 3 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	省略	西村 実行	省略	楠木 義夫
第 2	省略	西村 正一	省略	廣山 久吉
第 3	省略	西島 善正	省略	早川 宮男

伊勢市選管告示第 22 号

平成 21 年 3 月 30 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記のとおり選任します。

平成 21 年 3 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選挙 区名	選 挙 立 会 人			
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	省略	大西 一郎	省略	野呂 晶実
第 2	省略	有田 宏	省略	宮本 茂平
第 3	省略	東浦 弘	省略	南端 幸弘

伊勢市選管告示第 23 号

伊勢北部土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 21 年 3 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁



平成二十一年  
執行 伊勢北部土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市  
選挙管理  
委員会印

こうほしゃしめい  
候補者氏名

--

伊勢市選管告示第 24 号

平成 21 年 3 月 30 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 3 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記



伊勢北部土改第1選区選挙長告示第1号

平成21年3月30日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第1選挙区における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成21年3月24日

伊勢北部土地改良区総代選挙  
第1選挙区 選挙長 西村 実行

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふ り が な 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	3.24	本人	おおにし すすむ 大西 進	男	省略	S 26. 4. 3	57	無所属	農 業
2	3.24	本人	おおにし ひろかつ 大西 洋勝	男	省略	S 18. 9. 8	65	無所属	農 業
3	3.24	本人	かどや しょういち 角谷 庄一	男	省略	S 14. 1. 1	70	無所属	農 業
4	3.24	本人	かどや まきひろ 角谷 政博	男	省略	S 14. 2. 15	70	無所属	農 業
5	3.24	本人	きたがわ いちろう 北河 一郎	男	省略	S 24. 5. 26	59	無所属	農 業
6	3.24	本人	さかもと いわお 坂本 岩男	男	省略	S 24. 5. 17	59	無所属	会 社 員
7	3.24	本人	すぎうら けんぞう 杉浦 健三	男	省略	S 29. 1. 29	55	無所属	農 業
8	3.24	本人	たばた あきひこ 田畑 明彦	男	省略	S 36. 5. 23	47	無所属	自 営 業
9	3.24	本人	かじの よしひこ 梶野 嘉彦	男	省略	S 35. 7. 5	48	無所属	会 社 員
10	3.24	本人	なかにし ちゅういち 中西 長市	男	省略	S 22. 5. 27	61	無所属	農 業
11	3.24	本人	ひろがき ちゅうはち 廣垣 長八	男	省略	S 25. 2. 1	59	無所属	農 業
12	3.24	本人	なかた まさる 中田 賢	男	省略	S 39. 8. 30	44	無所属	食品小売業
13	3.24	本人	のろ やすあき 野呂 泰彰	男	省略	S 42. 7. 25	41	無所属	農 業
14	3.24	本人	ふじわら たかひろ 藤原 孝博	男	省略	S 25. 10. 8	58	無所属	会 社 員

伊勢北部土改第1選挙区選挙長告示第2号

平成21年3月30日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第1選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成21年3月24日

伊勢北部土地改良区総代選挙  
第1選挙区選挙長 西村 実行

伊勢北部土改第1選区選挙長告示第3号

平成21年3月30日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第1選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成21年3月24日

伊勢北部土地改良区総代選挙  
第1選挙区選挙長 西村 実行

記

- |   |     |                        |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成21年3月30日（月）午前10時     |
| 2 | 場 所 | 伊勢市有滝町2638番地<br>有滝町民会館 |

伊勢北部土改第2選区選挙長告示第1号

平成21年3月30日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第2選挙区における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成21年3月24日

伊勢北部土地改良区総代選挙  
第2選挙区 選挙長 西村 正一

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	3.24	本人	おかむら まさよし 岡村 正義	男	省略	S 16. 5. 6	67	無所属	農 業
2	3.24	本人	たかはし たけかず 高橋 猛和	男	省略	S 22. 11. 23	61	無所属	会 社 員
3	3.24	本人	つじ たけひさ 辻 武久	男	省略	S 18. 8. 13	65	無所属	会 社 員
4	3.24	本人	なかむら まさる 中村 勝	男	省略	S 9. 2. 11	75	無所属	農 業
5	3.24	本人	なかむら まさゆき 中村 雅行	男	省略	S 22. 5. 15	61	無所属	農 業
6	3.24	本人	なかむら よしかず 中村 芳和	男	省略	S 9. 6. 19	74	無所属	農 業
7	3.24	本人	はまぐち けいいち 濱口 恵一	男	省略	S 26. 5. 4	57	無所属	会 社 員
8	3.24	本人	はまぐち としたか 濱口 敏孝	男	省略	S 27. 10. 15	56	無所属	会 社 員
9	3.24	本人	はまぐち ゆうこう 濱口 雄幸	男	省略	S 18. 10. 2	65	自由民主党	農 業
10	3.24	本人	ふじむら のぶよし 藤村 信義	男	省略	S 15. 3. 5	69	無所属	農 業
11	3.24	本人	ますだ たくみ 増田 卓美	男	省略	S 27. 9. 5	56	無所属	農 業
12	3.24	本人	みやけ きよつぐ 三宅 清嗣	男	省略	S 24. 11. 5	59	無所属	公 務 員
13	3.24	本人	みやけ じゅん 三宅 順	男	省略	S 50. 4. 20	33	無所属	会 社 員
14	3.24	本人	みやもと まさのり 宮本 齊典	男	省略	S 14. 11. 28	69	無所属	農 業
15	3.24	本人	みやもと ぎんひろ 宮本 銀博	男	省略	S 25. 12. 10	58	無所属	漁 業



伊勢北部土改第2選区選挙長告示第2号

平成21年3月30日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第2選挙区において、  
届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は  
行いません。

平成21年3月24日

伊勢北部土地改良区総代選挙  
第2選挙区選挙長 西村 正一

伊勢北部土改第2選区選挙長告示第3号

平成21年3月30日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第2選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成21年3月24日

伊勢北部土地改良区総代選挙  
第2選挙区選挙長 西村 正一

記

- |   |     |                        |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成21年3月30日（月）午前10時     |
| 2 | 場 所 | 伊勢市有滝町2638番地<br>有滝町民会館 |

伊勢北部土改第3選区選挙長告示第1号

平成21年3月30日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第3選挙区における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成21年3月24日

伊勢北部土地改良区総代選挙  
第3選挙区 選挙長 西島 善正

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	3.24	本人	あらかたかゆき 荒木 孝侑	男	省略	S15. 8.29	68	無所属	農業
2	3.24	本人	なかむらのぶお 中村 信男	男	省略	S17. 8. 9	66	無所属	農業
3	3.24	本人	ふるのゆきお 古野 幸雄	男	省略	S16. 9.18	67	無所属	農業
4	3.24	本人	みなみはたせんべい 南端 善平	男	省略	S16. 7. 5	67	無所属	農業
5	3.24	本人	やまだのぶひと 山田 信人	男	省略	S33. 3.16	51	無所属	農業
6	3.24	本人	きだまさひろ 木田 政弘	男	省略	S19. 8.18	64	無所属	農業
7	3.24	本人	やまなかかずよし 山中 一好	男	省略	S21.10. 2	62	無所属	嘱託職員

伊勢北部土改第3選区選挙長告示第2号

平成21年3月30日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第3選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成21年3月24日

伊勢北部土地改良区総代選挙  
第3選挙区選挙長 西島 善正

伊勢北部土改第3選区選挙長告示第3号

平成21年3月30日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第3選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成21年3月24日

伊勢北部土地改良区総代選挙  
第3選挙区選挙長 西島 善正

記

- |   |     |                        |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成21年3月30日（月）午前10時     |
| 2 | 場 所 | 伊勢市有滝町2638番地<br>有滝町民会館 |

## 伊勢市上下水道事業告示第 12 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 21 年 3 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課及び本庁 1 階上下水道窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 21 年 4 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
船江 1 丁目、宮後 2 丁目、宮後 3 丁目、一之木 3 丁目、一之木 5 丁目、竹ヶ鼻町、御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町上條、御菌町小林の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
301	ホリモト設備	多気郡大台町江馬 73 番地 3	平成 21 年 3 月 12 日



伊勢市上下水道事業告示第 14 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料等の徴収に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 徴収に関する業務を委託した者

愛知県名古屋市中村区椿町 1 番 3 - 2 0 3 号

株式会社タカダ 中部支店

2 委託期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日まで

## 伊勢市公告第 21 号

農村総合整備統合補助事業（伊勢二期地区）の計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 2 項の規定により、次のように公告します。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 21 年 3 月 30 日までに伊勢市農業委員会に申し出られたい。

平成 21 年 3 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 公告の内容

- (1) 土地改良事業変更計画概要書
- (2) 議会の議決があったことを証する書面
- (3) 土地改良事業の施行に係る地域を記載した図面
- (4) 土地改良施設の管理者及び管理方法を記載した書面
- (5) 事業費の細目及び資金計画を記載した書面

(1) から (6) は省略し、平成 21 年 3 月 18 日から平成 21 年 3 月 25 日までの間、伊勢市産業部農林課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 22 号

伊勢市生活排水対策推進計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を環境部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 23 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市朝熊町	コーギー	茶	雌	中	91 日以上	首輪なし
2	伊勢市豊川町	柴	茶	雄	小	91 日以上	首輪（黒）

2 抑留した日 平成 21 年 3 月 16 日

3 抑留期限 平成 21 年 3 月 24 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 24 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町本町	ハスキー	灰白	不明	中	91 日以上	

2 抑留した日 平成 21 年 3 月 18 日

3 抑留期限 平成 21 年 3 月 25 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 25 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 21 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域 (㎡)
宮川ラブリバー公園	伊勢市御菌町高向字下三本松 1376 番 2 地先から 1378 番 33 地先まで及び下蓼原 1583 番 15 地先から下蓼原 1583 番 1 地先まで並びに伊勢市磯町字向山 2156 番 1 地先から御菌町長屋字堤外 2623 番地先まで	223,555.3

供用開始の期日 平成 21 年 3 月 19 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 26 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市鹿海町	雑	茶	雄	中	91 日 以上	布製の首輪 青いリードあり

2 抑留した日 平成 21 年 3 月 24 日

3 抑留期限 平成 21 年 3 月 31 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 27 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区域（㎡）
弁天公園	伊勢市大湊町字中須新田 1435 番 2 地先	470.74

供用開始の期日 平成 21 年 3 月 30 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間



伊勢市公告第 28 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区域（㎡）
東大淀公園	伊勢市東大淀町浜山 103 番 1 及び 103 番 2 の一部	1796.85

供用開始の期日 平成 21 年 3 月 30 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

## 伊勢市公告第 29 号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 4 第 1 項第 27 号のロの規定により公告し、当該計画案をその公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 21 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧期間  
自 平成 21 年 3 月 30 日  
至 平成 21 年 4 月 28 日
  
- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧場所及び意見書の提出先  
伊勢市産業部 農林課 御菌総合支所 1 階  
郵送 〒516-8501  
伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林課  
T E L 0596-22-0370  
F A X 0596-21-5605  
電子メール [nourin@city.ise.mie.jp](mailto:nourin@city.ise.mie.jp)
  
- 3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項  
意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。  
意見の要旨及び住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市公告第 30 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	1,005 m <sup>2</sup>	1 年
1 人	1 人	1,724 m <sup>2</sup>	2 年
15 人	7 人	52,600 m <sup>2</sup>	3 年
5 人	3 人	13,216 m <sup>2</sup>	5 年